射水市総合計画基本計画の見直しに向けた現況と課題の整理について

未来部会・・・・・・ 1ページ

安心部会・・・・・・37ページ

元気部会・・・・・・75ページ

# 「施策の大綱」別 計画の体系 【未来部会】

以策(草) - <b>グ</b> なっ <b>ナ</b> ロ・ナン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施策(節)	(施策の内容)
第2部 だれもがいきいきと	<i>て輝くまち</i>	
第1章 心豊かな人を育むまちづくり ――	第1節 学校教育の充実 	<ul><li>確かな学力の定着</li><li>心身ともに健やかな子どもの育成</li><li>郷土愛を育む教育の推進</li><li>教育相談体制の充実</li><li>幼児教育の充実</li></ul>
	第2節 教育環境の充実	学校の施設整備とよりよい学校運営の推進 信頼される教育の推進 学校における食育の推進 グローバル社会への対応
		<ul><li>地域で育てる教育の促進</li><li>地域にひらかれた学校づくり</li><li>家庭における教育の充実</li><li>家庭における食育の促進</li></ul>
第2章 だれもがきらめくまちづくり ――	第1節 生涯学習活動の推進	<ul><li>生涯学習推進体制の充実</li><li>生涯学習施設の整備</li></ul>
	第2節 芸術・文化の継承と創造	<ul><li>芸術文化活動の推進</li><li>文化財の保存と活用</li><li>文化施設の充実</li></ul>
	第3節 スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ·レクリエーション活動の振興 スポーツ施設の整備
第3章 交流で輝くまちづくり ――	第1節 国内交流の推進	
	第2節 国際交流の推進	
第4章 みんなが思いやりあるまちづくり ―――	第1節 男女共同参画の推進	
	第2節 人権尊重社会の推進	人権尊重のための活動の推進 子どもの人権尊重社会の推進
第5部 みんなで創る ひら	かれたまち	
第1章 市民が主役のまちづくり ――	第1節 参画と協働によるまちづくりの促進	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	└── 第2節 参画を促進する体制づくりの推進	参画を促す体制づくりの推進
第2章 わかりやすいまちづ(り ――	第1節 射水らしさの創出 	イメージづくりの展開
	第2節 地域情報化の推進	豊かなコミュニケーション社会の推進 情報流通社会への対応
第3章 むだのないひらかれたまちづくり ―――	第1節 信頼される市政の推進	市民サービスの充実
	第2節 行財政改革の推進	
	第3節 地方分権社会への対応	主体的な行政運営の推進

第1章 心豊かな人を育むまちづくり

第1節 学校教育の充実

(計画書 78 ページ)

### 【現況と課題】

急速に変化する社会情勢の中で、子どもたちの基礎学力や学習意欲、体力の低下が懸念されています。また、地域社会とのつながりの希薄化による社会への適応・判断能力の低下、いじめ、不登校等も問題となっています。

このような状況の中、すべての子どもたちが一人の人間として尊重され、適切な教育を受けられるように教育的支援や相談体制を整備するとともに、学校、家庭、地域が連携して魅力ある学校づくりを進め、子どもたちの心と体を健全に育てる環境づくり、そして、家庭や地域に信頼される教育を推進する必要があります。

### 【目指す方向】

子どもたちの基礎学力の定着と自ら学ぶ意欲を高め、幼児期から自然環境や郷土の歴史・文化・芸術に触れる体験学習の機会を充実するとともに、心の悩みには早期に対応できる相談体制の充実を図ります。さらに、社会性・道徳性を身に付けるとともに、スポーツに親しむ機会の拡充に努め、健やかな体と心を育む教育を推進します。

また、障がいのある子どもや教育的支援が必要な子どもに対応したきめ細やかな教育と、子どもたちの成長に合わせた継続的な教育の推進に努めます。

### 【これまでの主な取組】

#### 読書活動の充実

- ・小・中学校の図書館用図書の購入
- ・司書教諭及び学校図書館司書の全校配置

学習指導体制の充実

- ・<u>チームティーチング指導員</u>、学習サポーターの配置
- 心身ともに健やかな子どもの育成
- ・射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会の設置
- ・いじめをなくす射水市民五か条の制定及び啓発

郷土愛を育む教育の推進

・社会科副読本の配布(小学校3年生、中学校1年生)

教育相談体制の充実

・教育相談室(教育センター)での教育相談の実施、教育相談訪問員の派遣、訪問相談

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
学校図書館の図書整備率	(小)77.4%	(小)86.7%	(小)100.0%
(小・中学校)	(中)81.8%	(中)85.0%	(中)100.0%
不登校児童・生徒の割合	(小)0.40%	(小)0.50%	できるだけ 0.0%
(小・中学校)	(中)2.80%	(中)1.94%	できるだけ 0.0%
運動に取り組む児童の割合	85.7 %	86.9 %	増加

急速に変化する社会情勢の中で、子どもたちの基礎学力や学習意欲、体力の低下が 懸念されています。また、地域社会とのつながりの希薄化による社会への適応・判断 能力の低下、いじめや問題行動等も大きな問題となっています。<u>また、国では第2期</u> 教育振興基本計画が閣議決定されたところです。

このような状況の中、<u>社会を生き抜く力を育てるため、自分や他人を大切にすることや一人ひとりの子どもに寄り添った教育を充実させることが、ますます重要になっています。また、家庭、地域、学校が連携して子どもたちの健やかな育ちや魅力ある</u>学校づくりに取り組む必要があります。

<u>さらに、本市においても教育振興基本計画に基づいた計画を策定し、各種施策に取</u>り組む必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

平成23年度に小学校、平成24年度に中学校の新学習指導要領が完全実施された。 いじめや問題行動に対する家庭、地域、学校の連携強化が一層必要となっている。 学校における「心の教育」の強化が必要となっている。

国が設置する教育再生会議の提言に基づき、いじめ防止対策推進法が成立した。 国の第2期教育振興基本計画が平成25年6月に閣議決定された。また、富山県に おいても、現在、教育振興基本計画を策定中である。

### 【参考となる指標、データ】

いじめ認知件数の推移(「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

項目	22 年度	23 度年度	24 度年度
市内小学校	35 件	52 件	37 件
市内中学校	35 件	46 件	29 件
合 計	70 件	98 件	66 件

#### 不登校件数の推移(「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

項目	22 度年度	23 度年度	24 度年度
市内小学校	14 件	22 件	28 件
市内中学校	68 件	54 件	54 件
合 計	82 件	76 件	82 件

#### 暴力行為の発生件数の推移(「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

項 目	22 年度	23 度年度	24 度年度
市内小学校	3件	4 件	5件
市内中学校	15 件	29 件	9件
合 計	18 件	33 件	14 件

子どもの体格・体力等の現状〔資料:文部科学省「平成23年度体力・運動能力調査」〕 身長・基礎的運動能力の比較

区分	男 子			女子		
	親の世代	今の子ども	らたち	親の世代	今の子ども	らたち
身長(cm)	142.8	145.0(	2.2)	145.0	146.7(	1.7)
50m走(秒)	8.8	8.9(	0.1)	9.0	9.2(	0.2)
ソフトボール投げ(m)	34.8	29.7(	5.1)	20.8	17.5(	3.3)

親の世代は昭和56年度の11歳、今の子どもたちは平成23年度の11歳

#### 週3日以上、運動やスポーツを実施する子どもの割合の比較

	男子		女子
親の世代	今の子どもたち	親の世代	今の子どもたち
63.2	62.6( 0.6)	56.1	37.1( 19.0)

親の世代は昭和56年度の11歳、今の子どもたちは平成23年度の11歳

第1章 心豊かな人を育むまちづくり

第2節 教育環境の充実

(計画書83ページ)

#### 【現況と課題】

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つものです。また、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たすものでもあります。しかし、本市の学校施設には耐震化が必要なものがまだ多くあり、老朽化も進行していることから、安全・安心の確保、教育環境の向上のためにも、学校施設の改修が必要となっています。

また、社会環境の変化に伴い、食育、情報教育、英語教育等といった、時代に即した適正な教育内容の充実が求められていることから、ハード・ソフト両面からの教育環境の整備を図る必要があります。

# 【目指す方向】

施設面における安全・安心な学校づくりを目指すとともに、地域にひらかれた信頼される 学校づくりに努めます。また、子どもたちの健全な食生活に必要な知識の習得や望ましい食 習慣の指導を推進するとともに、高度情報化社会・国際社会に対応した人材を育成するため、 情報教育・英語教育に関する環境の充実に努めます。

### 【これまでの主な取組】

### 学習環境の改善

- ・学校施設の耐震補強及び大規模改造等
- 【小学校】東明小学校大規模改造・改築、小杉小学校大規模改造、片口小学校体育館改築、 下村小学校大規模改造・改築、作道小学校大規模改造、塚原小学校大規模改造、 大島小学校大規模改造・改築、大門小学校増築(H25 年度)
- 【中学校】新湊南部中学校改築、大門中学校大規模改造、射北中学校大規模改造、小杉中 学校大規模改造

中学校における英語教育の充実

・ALT による全中学校における英語指導の実施

学校給食施設の整備

- ・学校給食センターの移転改築
- よりよい学校運営の推進
- ・学校のあり方の検討
- ・奈古中学校、新湊西部中学校の統合、新湊中学校の新築工事

### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)	
学校施設の耐震化率	61.8 %	88.5 %	100 %	
(小・中学校、棟計算)	01.0 70	00.5 70	100 70	
朝食を欠食する児童・生徒の割合	1.7 %	0.0.06	0 04	
(小・中学生)	1.7 %	0.8 %	0 %	

学校施設の耐震化率の値は、各年度末の値です。

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場となる教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難所としての役割を果たすものです。

このことから本市では、小中学校の耐震化率が平成 27 年に 100%となるよう、耐震補強を進めています。併せて、体育館等の天井材や照明器具など非構造部材の耐震対策にも取り組む必要があります。なお、老朽化が進む学校施設については、安全・安心の確保、教育環境の向上のためにも改修が必要となる一方で、今後、少子化が進展することを見据え、学校の適正配置についても検討していく必要があります。

また、<u>インターネットやSNSの普及に伴い、情報を活用した学習の推進や情報モラルの指導の重要性が増しているとともに</u>英語教育、食育等、時代に即した適正な教育内容の充実が求められていることから、ハード及びソフト面からの教育環境の整備を図る必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化のほか、老朽化対策を推進するとともに、大震災の教訓を生かした防災に関する教育の充実など、学校安全を推進する必要が生じている。

携帯電話やインターネットの普及等に伴い有害情報が氾濫し、事件に巻き込まれる ケースも生じており、一層の情報モラル指導が必要となっている。

今後、少子化が一層進展することも見据え、地域の実情に応じて学校施設の統合を 検討する必要が生じている。

# 【参考となる指標、データ】

耐震診断実施率

50

学校施設の耐震化状況〔資料:学校教育課〕

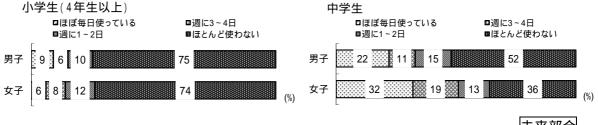
耐震化率

<平成24年4月1日現在、棟計算> <平成19年4月1日現在、棟計算> ■ 全国平均 ■射水市 図 富山県 ■射水市 図 富山県 ■ 全国平均 (%) 100 (%) 100 90 90 80 80 100.0 100.0 99.0 88.2 89.4 70 70 84.8 82.8 58.6 77.7 55.3 56.0 76.2 60 60

パソコンやゲーム機などでメールやチャット、掲示板を使ったことがある児童・生徒の割合 〔資料:平成23年2月 射水市PTA連絡協議会「パソコン・携帯電話に関するアンケート調査結果報告書」〕

50

耐震診断実施率



耐震化率

第1章 心豊かな人を育むまちづくり

第3節 地域・家庭教育の充実

(計画書86ページ)

### 【現況と課題】

核家族化、少子化傾向が強まるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育でに不安を感じている親が増えています。また、子どもたちが同世代の友達や地域の大人と触れ合う機会が減ってきているなど、人間関係の希薄化に伴う地域や家庭での教育力の低下が懸念されています。

このような状況の中、家庭における教育力の向上のため、親への相談体制の充実を図るとともに、子どもたちと地域社会との交流を促進するなど、子どもたちに対し、大人たちが正面から向き合い、手と手を携え、学び合い、地域の教育力を集結する必要があります。

#### 【目指す方向】

学校、家庭、地域の連携及び協力を積極的に推進するとともに、それぞれの役割を着実に 実践し、家庭における教育力の向上や地域ぐるみの教育力の充実等、未来を担う子どもたち を社会全体で支え育てていく環境の整備に努めます。

#### 【これまでの主な取組】

地域で育てる教育の推進(青少年の健全育成)

- ・巡回補導の実施
- ・ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年育成団体への支援

家庭における教育の充実

- ・家庭教育支援スキルアップ研修会の実施
- ・子育て井戸端会議の開催

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
放課後子ども教室参加率	21.8 %	19.7 %	30 %

核家族化、少子化傾向の強まり、高い共働き率、そしてICT技術の目覚しい発展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育てに不安を感じている家庭が増えています。特に子どもたちが同世代の友達や地域の大人と触れ合う機会が減ってきているなど、人間関係の希薄化が進行するとともにフェイスブックやLINEに代表されるSNSが浸透し、生身の人間同士のふれあいが少なくなってきています。さらに、両親の共働きなどの理由から、朝食を欠食する子どもや孤食・固食の問題も顕在化してきています。これらの要因から近年、地域や家庭での教育力の低下や難しさが懸念されています。

このような状況の中、家庭における教育力の向上のため、<u>親や祖父母</u>への相談体制の充実<u>のほか、食育についても推進する</u>必要があります。また、子どもたちと地域社会との交流を促進する<u>地域ボランティアの活用など、</u>子どもたちに対し、大人たちが正面から向き合い、手と手を携え、学び合い、地域の教育力を集結する必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

携帯電話やインターネット、携帯端末の普及等に伴う有害な情報の氾濫や情報の悪用から、子どもが事件に巻き込まれ、被害者となるケースが生じている。 子育てを祖父母の視点で考える必要がある。

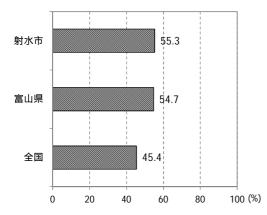
国では第2次食育推進計画が策定され、「生涯食育社会」の構築を目標とすることが示されている。射水市においても「射水市食育推進計画」(H23.3制定)に基づき、地域・家庭における「食育」をより一層推進していく必要がある。

### 【参考となる指標、データ】

家庭教育支援講座等の開催状況〔資料:生涯学習・スポーツ課〕

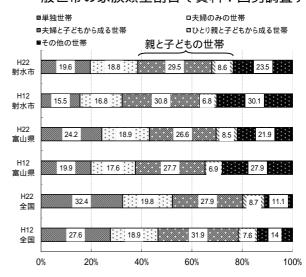
15 日	平成 2	3 年度	平成 2	4 年度
項目	回 数	参加人数	回 数	参加人数
家庭教育支援に関する講座	3 回	112 人	3 回	218 人
子育て井戸端会議	小学校 15 校	874 人	小学校 15 校	831 人

### 共働き率〔資料:H22国勢調査〕



共働き率:夫婦のいる一般世帯数/夫、妻ともに就業 世帯数(射水市の「夫婦のいる一般世帯数」には、「労 働力状態不詳」を含んでいる。)

### 一般世帯の家族類型割合〔資料:国勢調査〕



第2章 だれもがきらめくまちづくり

第1節 生涯学習活動の推進

(計画書88ページ)

### 【現況と課題】

本市では、近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに、民間等による学習機会の提供の増加、市民の自主的な学習活動への意欲の高まりなどから、生涯学習活動への参加者が増加しています。また、団塊世代が退職を迎え、生涯学習活動環境の一層の充実が求められています。

このような状況の中、多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の活性化と高機能化を進める必要があります。

#### 【目指す方向】

今後は、高齢者をはじめとするすべての市民が楽しく活動的に過ごせるよう、本市の豊かな自然や歴史・文化資源等の地域特性を生かした魅力ある学習機会の提供、学習成果の発表の場の確保、高等教育機関や企業と連携した講座の充実等、多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を強化するとともに、地域に密着した学習ニーズに的確に対応できる拠点施設の整備を推進し、魅力ある生涯学習のまちづくりを目指します。

### 【これまでの主な取組】

#### 生涯学習の推進

- ・学級講座の開設(27地区)
- ・生涯学習フェスティバルの開催
- ・ふるさと学習講座の開設

#### 生涯学習関連施設の整備・充実

- ・塚原公民館の整備、二口公民館の大規模改修及び増築、太閤山公民館の実施設計及び旧 太閤山小学校の解体、作道及び水戸田公民館駐車場の整備
- ・図書の購入
- ・図書館ボランティア養成講座

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
生涯学習講座の年間延べ受講 者数	44,259 人	42,193 人	49,000 人
市民一人当たりの図書貸出冊数(5館)	5.3 冊	5.7 冊	6.7 冊
中央公民館の年間延べ利用者 数	6,096 人	23,045 人	17,000 人

本市では、近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに、民間等による学習機会の提供の増加、市民の自主的な学習活動への意欲の高まりなどから、生涯学習活動への参加者が増加傾向にあります。

このような状況の中、多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の再編・多機能化、既存庁舎等公共施設の有効活用などにより、利便性の向上を図る必要があります。

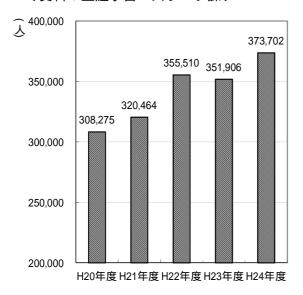
# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

地区公民館がコミュニティセンターに移行したことにより、単に生涯学習活動としての場だけでなく、地域のまちづくりの拠点施設となった。

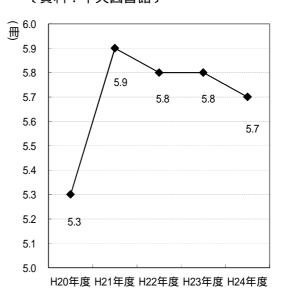
平成23年3月に射水市生涯学習振興指針が策定された。

### 【参考となる指標、データ】

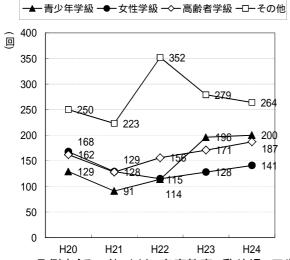
コミュニティセンター・公民館の利用状況 [資料:生涯学習・スポーツ課]

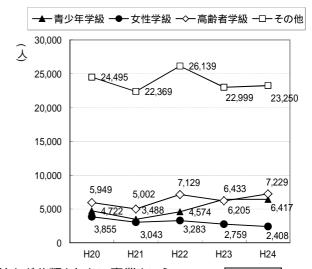


年間一人当たり貸出図書冊数 〔資料:中央図書館〕



事業・学級関係 (27 地区コミュニティセンターのみ) [生涯学習・スポーツ課] 生涯学習事業の実施回数 生涯学習事業の延べ参加人数





凡例中「その他」とは、家庭教育、乳幼児、三世代交流など分類されない事業をいう。

未来部会

第2章 だれもがきらめくまちづくり

| 第2節 芸術・文化の継承と創造 |

(計画書 91 ページ)

### 【現況と課題】

芸術・文化は、市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、市民全体の社会的財産です。

市内には、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、新湊博物館、大島絵本館、陶房「匠の里」等の施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした活動を行っており、芸術・文化活動の拠点となっています。

今後は、市民が芸術・文化をより一層親しみ楽しめるよう、施設や活動の充実を図る必要があります。

また、本市には、豊かな歴史の中で育まれ、地域に根ざし、暮らしとともに受け継がれ、 守り伝えられてきた多くの伝統行事や文化財があります。これらを再認識するとともに、保 存・活用に努め、後世に継承していく必要があります。

# 【目指す方向】

市民がゆとりや潤い等の精神的な豊かさを実感できるよう、幅広く芸術・文化に親しみ、 主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、新しい文化を創造し、次代を担う文化人・ 芸術家の育成に努めます。

また、個性豊かな地域文化創造の基礎として、地域に根ざし、受け継がれてきた伝統行事・文化財の調査・研究、保存・継承及びその積極的な活用を図り、市民の郷土への愛着と誇りを育む気運の醸成を図ります。

### 【これまでの主な取組】

文化施設の改修・設備更新

- ・新湊中央文化会館の改修及び設備更新
- ・陶房「匠の里」粘土センター展示棟の設備更新

指定文化財等の文化的財産の調査・保存の推進

- ・「ふるさと歴史文化財リーフレット」「指定民俗文化財デジタル映像記録」の作成
- ・曳山車調査報告書の作成、曳山車の保存修理
- ・竹内源造記念館復元・改修(H24年度~)

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
主要文化施設入館者数	302,584 人	288,545 人	350,000 人
指定文化財及び登録有形文化 財の件数	140 件	139 件	142 件

芸術・文化は、市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく 上で不可欠なものであり、市民全体の社会的財産です。

市内には、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大島絵本館、陶房「匠の里」、大門総合会館等の施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした活動が行われ、芸術・文化活動の拠点となっています。また、本市には豊かな歴史の中で育まれ、守り、受け継がれてきた多くの伝統行事や有形・無形の文化財があります。

<u>このような状況の中、今後とも、市民が自由で活発な芸術活動ができる環境づくり</u>に努める必要があります。

また、<u>新湊博物館のほか、既存の公共施設を活用した展示機能の強化や、埋蔵文化財関係施設の集約による利便性の向上を図るとともに、地域の歴史・文化財の保存・活用・普及に努め、竹内源造記念館や小杉展示館等の地域の核となる文化財建造物等の活用によるまちづくりや地域活性化につなげる必要があります。</u>

<u>さらには、文化施設の照明や音響設備等の非構造部材についても耐震対策を進める</u> 必要があります。

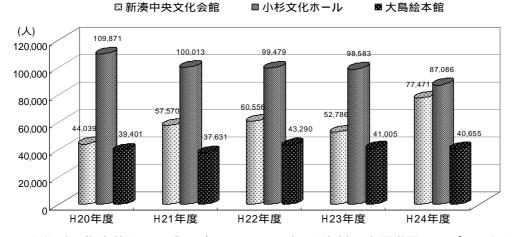
# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

竹内源造記念館の復元・改修により出土品の埋蔵文化財整理室への移動や長期安定 収蔵を可能とする場所の確保が必要である。

施設来場者の利便性向上と文化財愛護意識の高揚につなげるため、既存施設を活用し、埋蔵文化財収蔵庫や埋蔵文化財整理室などの分散した施設の一元管理を進める。

### 【参考となる指標、データ】

各種文化施設の利用状況 [資料:生涯学習・スポーツ課]



文化財の指定状況(平成25年4月1日現在)[資料:生涯学習・スポーツ課]

区別			種	別	国指定	国登録	県	市	合	計
	建	造	物					7		7
		絵		画			2	4		6
   有形文化財	美術	彫		刻			5	27		32
有形文化的	工芸	エ	芸	品			2	7		9
	芸品	書籍	・典	籍·古文書				18		18
	НН	歷	史資	料	1		1	1		3
民俗文化財	有刑	纟民作	文字	比財				11		11
民俗文化规	無刑	彡民係	<b>学文</b> 化	比財	1		4	5		10
	史		跡		2		4	20		26
記 念 物	名		称					3		3
	天然	さい はい ない はい ない こうしゅ しゅうしゅ かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	<b>ふ物</b>				5	5		10
登録有形文化	比財					4				4
	合	言	†		4	4	23	108		139

第2章 だれもがきらめくまちづくり

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

(計画書 93 ページ)

### 【現況と課題】

健康づくりに対する市民の関心が高まりつつある中、本市では、市民のだれもがスポーツ に参加しやすい環境づくりを進め、「市民一人一スポーツ」を提唱しているとともに、自ら行うスポーツだけではなく、見て楽しむスポーツ観戦等のイベント事業を展開しながら、スポーツ・レクリエーションの振興を図っています。

このような状況を背景に、個々人の目的や関心、技能に応じた運動プログラムの情報提供 や実践活動を行い、だれもが生涯にわたリスポーツに親しみ、健康で豊かなスポーツライフ を送ることができる社会づくりを推進していく必要があります。

### 【目指す方向】

スポーツや健康づくりへの関心を高め、市民が積極的にスポーツに参加できるよう、情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域住民への普及啓発を促進し、活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

#### 【これまでの主な取組】

スポーツ・レクリエーション機会の拡充

- ・総合型地域スポーツクラブの育成補助
- 地域の実情に即したスポーツ施設の整備
- ・浅井グラウンドの改修、大江グラウンドの移転整備、薬勝寺池南公園サッカー場芝生化等
- ・アルビス小杉総合体育センターの骨更新

全国規模の大会開催支援によるスポーツ交流の推進

- ・全国スポーツレクリエーション祭、全国パークゴルフ交流大会 in 射水の開催
- ・全国高校総合体育大会柔道競技大会の開催

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
スポーツ施設の年間延べ利用 者数	679,513 人	763,934 人	700,000 人
総合型地域スポーツクラブの 登録会員数	3,474 人	4,236 人	4,000 人
スポーツ教室の年間延べ参加 人数	146,153 人	165,290 人	180,000 人
スポーツ指導者数 (パスネットとやま登録者数)	161 人	207 人	250 人

本市では、市民のだれもが<u>生涯にわたってスポーツに親しむ</u>「市民一人一スポーツ」 の実現を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成等、スポーツ・レクレーションの 振興を図っています。

国においては、スポーツ界の連携・協働を推進する「スポーツ基本計画」が制定されたことから、本市においても、市民がこれまで以上に気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの連携・拡充のみならず、夢や感動を与えるトップアスリートの育成強化や、スポーツを支える人材の育成と活用に努める必要があります。

施設の整備面では、社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、ライフサイクルコスト (LCC)を考え、スポーツ施設の再編・多機能化・既存施設の有効活用を検討する 必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

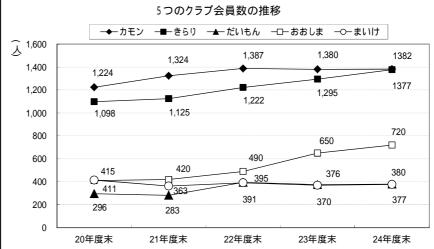
国において「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに「スポーツ基本法」として全面改正され、射水市においても新しい時代に即したスポーツの推進を図り、生涯スポーツ社会を実現するため、「射水市スポーツ推進計画」の策定に着手した。

生涯スポーツ社会の実現を目指すためにも、スポーツ推進委員の積極的な活用が肝要である。

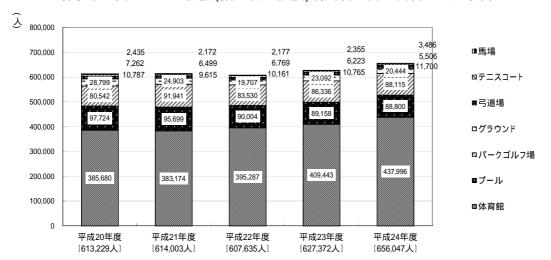
### 【参考となる指標、データ】

総合型地域スポーツクラブの現状(会員数の推移)[資料:生涯学習・スポーツ課]





射水市主要スポーツ施設(指定管理施設)利用者一覧〔資料:生涯学習・スポーツ課〕



第3章 交流で輝くまちづくり

第1節 国内交流の推進

(計画書 96 ページ)

### 【現況と課題】

本市は、長野県千曲市や北海道剣淵町と姉妹都市提携を結んでおり、互いの地理的環境や 特色の違いを生かした交流を進めています。また、県境を越え海にかかわる問題の解決を目 指す「あいの風海域沿岸首長会議」等、共通の目的を持つ他市町村との交流も行っています。

今後も、これらのネットワークを生かして既存の交流活動を活発化するとともに、近年関心の高まりを見せている地方回帰の気運やマルチハビテーション・ニーズ(都市と田舎を行き来する暮らしへの欲求)の受け皿となる施策を展開するなど、新たな交流も併せて推進していく必要があります。

### 【目指す方向】

他の地域と友好的に交流・連携をしながら、本市の魅力を全国に発信し、都市圏等からの 移住・交流人口の増加によって地域の活性化を図ります。また、市内においても、各種団体 や市民が地区を越えて交流できるような機会の拡充を進めます。

# 【これまでの主な取組】

定住人口・交流人口の拡大

- ・移住交流滞在施設の整備・運営
- ・空き家情報バンクの開設

姉妹都市交流の促進

・姉妹都市(千曲市、剣淵町)訪問、交流事業への補助

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
農業体験者数	43 人	45 人	60 人
漁業体験者数	1,213 人	350 人	1,500 人

本市は、姉妹都市提携を結んでいる長野県千曲市及び北海道剣淵町と互いの地理的環境や特色の違いを生かした交流を進めており、そのほか、共通の目的を持つ他市町村との交流も行っています。

今後も、これらのネットワークを生かして<u>交流人口の増加を図るとともに、</u>近年、 地方回帰や<u>二地域居住の気運が高まっていることから、本市に滞在し、生活を体験し</u> てもらうなど、定住・半定住につながる施策を展開していく必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

災害応援協定については、車輌で移動可能距離にある複数の自治体と締結し、応援 体制を強化していく必要がある。

県外からの定住目的のための空き家購入者を対象とした助成制度を創設した。(平成 25 年度)

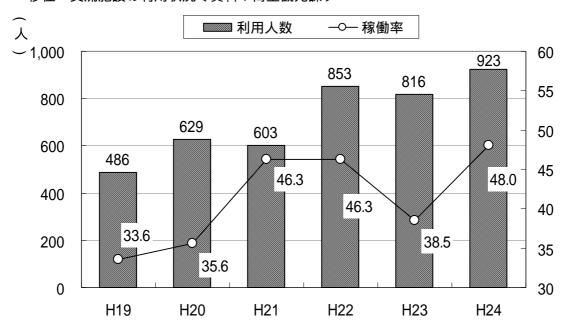
農業・漁業への就業人口の増加につなげるため、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの都市農山村・漁村交流等を活用する。

### 【参考となる指標、データ】

姉妹都市交流の状況(平成24年度)[資料:政策推進課]

区分		交流の内容、目的等	
長野県千曲市	射水市 千曲市(6回)	児童クラブ交流、経済交流、スポーツ	
技到朱十曲川	千曲市 射水市(7回)	交流、観光PR、行政視察	
北海道剣淵町	射水市 剣淵町(2回)	農業実習、行政視察、特産品PR	
心,每足别,师则	剣淵町 射水市(3回)		

移住・交流施設の利用状況〔資料:商工観光課〕



対象施設は、ほうじょうづ、さんのう、あずま(以上北部地区) たてがみ、 くぬぎ(以上南部地区)であり、グラフ中の数値は、5施設の合計値

第3章 交流で輝くまちづくり

第2節 国際交流の推進

(計画書 98 ページ)

### 【現況と課題】

本市の外国人登録者数は年々増加しており、平成 19 年 12 月末現在で 1,779 人と、市の人口の約 1.9 パーセントを占めています。そのうち、ブラジル人が 3 分の 1 以上を占め、次いで中国人、フィリピン人の順に多くなっています。身近な地域コミュニティに住む外国人が急増した結果、日本語が十分に理解できないことによるコミュニケーション不足や生活習慣・文化の相違等によって、様々な問題が生じています。

このような状況の中、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、地域 の国際化に向けた交流等を進め、多文化共生社会を形成していく必要があります。

#### 【目指す方向】

今後も、多言語による行政情報の提供に努めるなど、外国人住民にも分かりやすい行政サービスの充実を図ります。また、市民の草の根レベルでの国際交流・国際理解が進むよう、 射水市民国際交流協会を拠点とした交流事業を推進します。

# 【これまでの主な取組】

多文化共生社会の推進

- ・国際交流員(CIR)の配置、射水市民国際交流協会への補助等
- ・こどもサポートセンターの運営(放生津、太閤山)

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
地域振興会による多文化こど もサポートセンター運営箇所 数	0 箇所	2 箇所	5 箇所
外国人住民向け相談会の開催 数	6 回	6 🛭	6 0

本市の外国人住民数は、近年は減少傾向にありますが、平成 25 年 3 月 31 日現在で 1,767 人と、市の人口の約 1.86%を占めており、県内市町村の中でも最も高い割合を 示しています。そのうち、ブラジル人、中国人、フィリピン人、パキスタン人、ロシア人を合わせると、外国人住民数の全体の 8 割以上を占めています。身近な地域コミュニティに住む外国人住民が多く、日本語が十分に理解できないことによるコミュニケーション不足や生活習慣・文化、価値観の違いによる互いの理解不足から、様々な問題が生じており、本市に居住、あるいは訪れる外国人にとって、安心して過ごせる多文化共生の取組を推進する必要があります。

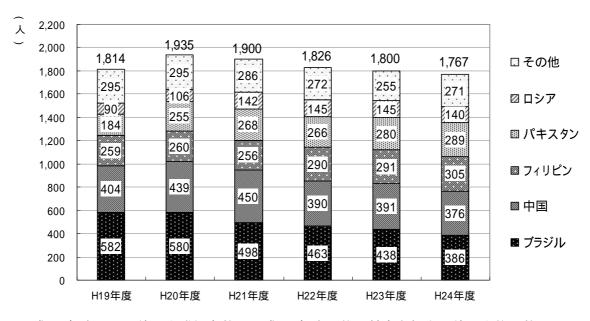
また、近年、韓国や中国などの環日本海諸国が著しい経済成長を遂げる中、経済・ 観光面において、こうした諸国とのさらなる連携強化を図る必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

外国からの観光客誘致のため、観光資源の価値を高めることはもとより、近隣の主要観光地を中心とした魅力的な広域観光ルートを確立し、発信することが効果的である。

### 【参考となる指標、データ】

外国人住民数の推移(各年度3月31日現在)[資料:市民・保険課]



注)平成 23 年度までは外国人登録者数、平成 24 年度は住民基本台帳上の外国人住民数

射水市民国際交流協会の主な事業展開状況(平成24年度)[資料:政策推進課]

事業名	事業概要	開催回数	参加者数
国際交流事業・イベント等	住民との交流イベントの開催	3回	9 3人
	4 か国語の外国語講座の開講	毎月2回	各回15人程度
研修事業	こども英会話講座	6回	16人
	国際理解講座	2 回	4 1人
情報サービス事業	各種媒体による広報活動	-	•
ボランティアの募集	受入ホストファミリーの募集	-	-

第4章 みんなが思いやりあるまちづくり

第1節 男女共同参画の推進

(計画書 100 ページ)

### 【現況と課題】

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、 国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、人々の意識も少しずつ変化していますが、 性別による固定的な役割分担や慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのこ とが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の広がりを妨げる要因と なります。

このような状況の中、本市では、「射水市男女共同参画推進条例」や男女共同参画社会の実現のための基本施策となる「射水市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、ともに社会を支えていくための施策を確実に実施していく必要があります。

#### 【目指す方向】

「射水市男女共同参画基本計画」に基づいて、市、市民、事業者等がそれぞれの責任を果たしながら、連携・協力して、男女共同参画意識の醸成を図り、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

### 【これまでの主な取組】

人権を尊重した男女共同参画意識の醸成

- 男女共同参画推進員活動の支援
- ・射水市男女共同参画審議会の運営
- ・女性のための専門相談会開催

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
審議会等への女性委員の登用 率	33.9 %	33.1 %	40 %

現行どおり

# 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

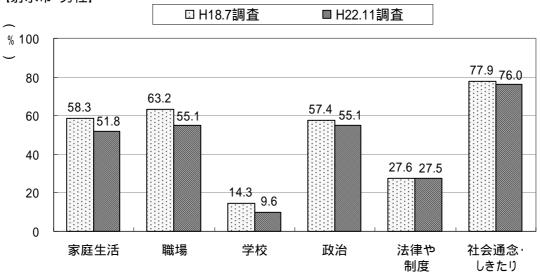
男女共同参画意識が少しずつ改善しているものの、今後とも、男女共同参画社会の 実現に向け、男女それぞれの意識啓発や女性が社会参画しやすい社会環境の整備が 重要である。

# 【参考となる指標、データ】

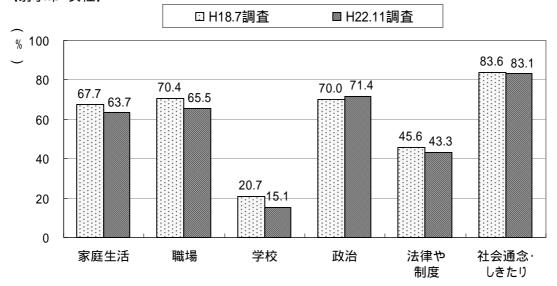
意識調査にみる男女の地域平等感 (「男性が優遇されている」と感じる比率)

[資料:総務課(平成18年、平成22年市民意識調査)]





#### 【射水市·女性】



第4章 みんなが思いやりあるまちづくり

第2節 人権尊重社会の推進

(計画書 102 ページ)

### 【現況と課題】

近年、人権に関する認識が高まりつつありますが、今もなお、様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示による人権問題等、社会情勢の変化に伴う新たな課題も生じています。

このような状況の中、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、他人への思いやりの心を育むなど、人権尊重の精神を生活の中に生かしていく必要があります。

また、いじめや児童虐待、子どもが被害者となる犯罪等、子どもを取り巻く状況の背景として、子どもが生まれながらに有している人間としての権利が尊重されていないことが挙げられることから、次代を担う子どもの人権が尊重される社会を実現していく必要があります。

### 【目指す方向】

人権の意義やその重要性が社会規範として身に付き、日常生活においても人権への配慮が 態度や行動に自然に表れるような人権意識の高揚に努めます。また、「射水市子ども条例」に 基づき、子どもの人権について理解・尊重され、家庭、地域、企業、行政が一体となった子 どもが安心して育つことのできる環境づくりに取り組みます。

### 【これまでの主な取組】

人権擁護体制の充実や人権尊重の普及・啓発など、人権尊重のための活動を推進

- ・定例人権相談所の開設(市内5箇所)
- ・人権の花運動等の実施

子どもの人権に関する擁護活動の推進

- ・子どもの権利支援センターの運営
- ・子どもの悩み総合相談室の運営

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
家族や周りの大人から「自分			
は大切にされている」と回答	- %	96.7 %	95 %
する率 (小学生、中学生)			

国内外において人権への関心が高まっており、今もなお、様々な人権問題が存在しています。さらには、インターネットやSNSが情報の送受信の中心となっている現代社会では、電子掲示板やSNSへの書き込みによる人権問題等の課題も生じています。

このような状況の中、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、他人への思いやりの心を育むなど、人権尊重の精神を生活の中に生かしていく必要があります。

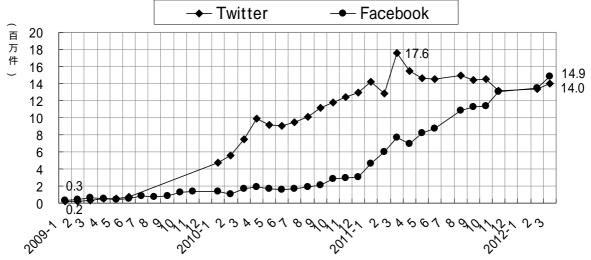
また、いじめや児童虐待、子どもが被害者となる犯罪等、子どもを取り巻く状況の背景として、子どもが生まれながらに有している人間としての権利が尊重されていないことが挙げられることから、次代を担う子どもの人権が尊重される社会を実現していく必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

Facebook 、LINE などの SNS の利用者が大幅に増加したことにより、差別的情報の掲示による人権問題等の危険性がこれまで以上に懸念される。

# 【参考となる指標、データ】

ソーシャルメディア利用者 (アクティブユーザー)数の推移 (国内) 〔資料:ネットレーディングス社公表資料、各社公表資料、総務省資料〕



内容別相談延件数(平成24年度)[資料:子育て支援課]

射水市子どもの権利支援センター

相談内容	相談延件数
しつけ・育て方	7
体·発達	4
性格·行動	20
遊び・友達	3
学校·幼稚園·保育園	18
いじめ	9
不登校	34
家族関係	13
児童虐待	2
病気・けが	5
言葉について	1
食事について	1
相談者自身のこと	4
その他	3
計	124

子どもの悩み総合相談室

相談内容	相談延件数
子育て	39
体·発育	13
性格·行動	11
学校生活	21
いじめ	6
不登校	15
児童虐待	0
家族関係	52
その他	74
計	231

第1章 市民が主役のまちづくり

第1節 参画と協働によるまちづくりの促進

(計画書 174 ページ)

#### 【現況と課題】

これまでは、「公共=行政」であり、公共的サービスは行政が担うべきものと考えられていましたが、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化していく中で、公共的サービスを行政だけが担っていくことは、質的にも量的にも厳しい状況となっています。

一方、まちづくりに対する市民の意識・関心は高まりを見せており、特に福祉や環境、防犯といった分野においては、地域住民やNPO・ボランティア団体等による公共的な地域貢献活動が活発化しています。

このような状況の中、地域自治組織や市民活動団体を支援するとともに、「市民と行政が互いの責任を認識してまちづくりに取り組む」という協働意識の醸成を図り、対話を通じて市民と行政の役割分担を進めるなど、市民の参画と協働によるまちづくりを促進する必要があります。

#### 【目指す方向】

地域自治組織やNPO・ボランティア団体等、新しい公共の担い手として期待される市民 団体による自主的・主体的なまちづくりを促進し、対話を通じて市民と行政が互いの役割分 担を確立するとともに、協働意識の啓発等によってまちづくりを担う人材育成を図り、市民 が主体となった協働のまちを目指します。

#### 【これまでの主な取組】

地域自治の振興及び活性化とまちづくりを担う人材の育成

- ・地域振興会交付金の交付、地域型・公募提案型市民協働事業の実施、自治会への補助
- ・まちづくり大学の開学

コミュニティセンターの整備を推進

- ・太閤山コミュニティセンター整備、本江コミュニティセンター駐車場整備、三ケコミュニティセンター駐車場整備、庄西コミュニティセンター整備、水戸田コミュニティセンター耐震・大規模改造(H25年度)
- ・AED 設置

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
自治会加入率	89.2 %	85.5 %	95.0 %
地域型市民協働事業の取組事業数	4 件	30 件	30 件
NPO法人認証数	23 法人	法 31 人	60 法人

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化していく中で、 公共サービスを行政だけで担っていくことは、質的にも量的にも厳しい状況となって います。

一方、まちづくりに対する市民の意識・関心は高まりを見せており、特に福祉や環境、防犯といった分野においては、地域住民やNPO・ボランティア団体等による公共的な地域貢献活動が活発に取り組まれています。

こうした中、地域課題を自ら解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、地域の自治組織等各種団体が連携・協力する「地域振興会」の市内 27 地区の組織化と市民等や市の役割、協働の基本原則等を定めた射水市協働のまちづくり推進条例を制定しました。

<u>今後はこれを踏まえ、協働意識の醸成をさらに図りながら、市民の参画と協働のま</u>ちづくりを促進する必要があります。

また、本市には複数の高等教育機関や専門学校が存在していることから、学生をは じめとした若者の活動が地域の活性化やまちづくりにもつながるよう、若者同士の交 流や地域との交流を促進する必要があります。

### 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

協働のまちづくりを推進するため、地域の各種団体が連携・協力する組織「地域振興会」を市内 27 地区で組織化(平成 20、21 年度)し、その連合組織を平成 24 年度に設立した。

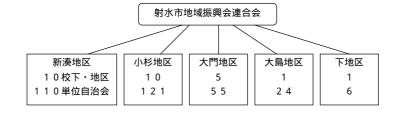
平成 23 年 4 月から、27 の市立公民館をコミュニティセンターへ移行し、地域振興会の活動拠点と位置付けた。

協働によるまちづくりを推進するため、市民等や市の役割、協働の基本原則その他必要な事項を定めた射水市協働のまちづくり推進条例を平成24年4月施行した。多様化・高度化する市民ニーズへの対応に当たり、「市民と行政が互いの責任を認識してまちづくりに取り組む」という協働意識の醸成に引き続き取り組んで行く必要がある。

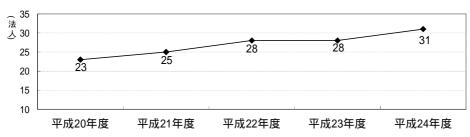
本市には複数の高等教育機関や専門学校が存在している。学生をはじめとした若者 の活動は、地域の活性化やまちづくりにもつながることから、若者同士の交流の場、 地域との交流の場が必要である。

### 【参考となる指標、データ】

射水市地域振興会連合会(平成25年4月現在)[資料:まちづくり課]



主に市内で活動している NPO 法人数の推移〔資料:まちづくり課〕



第1章 市民が主役のまちづくり

第2節 参画を促進する体制づくりの推進

(計画書 178 ページ)

#### 【現況と課題】

参画と協働によるまちづくりを進めるためには、行政情報の伝達や対話を通じて、市民と 行政が情報を共有し、相互の理解を深めていくことが大切です。

本市では、市長が市民と直接対話するタウンミーティングの開催等、市民の意見や要望を 把握して施策に反映させることを目的とした広聴活動を展開しています。また、広報の発行、 市ホームページへの掲載、ケーブルテレビによる行政番組の放映、市職員による出前講座の 実施等、様々な媒体・手段を講じて市政に関する情報提供を行っています。

これらは、参画と協働によるまちづくりのための啓発活動の一環であり、市民がこれまで以上に市政に関心を持ち、自ら積極的に情報を取得しながら行政情報を共有してひらかれた協働のまちづくりを推進するためには、時代に即応した新たな啓発活動の実施と展開を図る必要があります。

### 【目指す方向】

市民と行政の関係が、一層円滑で深い信頼感で結ばれたものにするため、分かりやすくひらかれた広報・広聴活動を展開するとともに、各種計画の策定段階からの市民参画等、政策決定に関与する機会の拡充を図ります。

### 【これまでの主な取組】

広報・広聴活動により、市民の参画を促す体制づくりを推進

- ・広報の発行・配布 ( H24 年度からコンビニエンスストアに配置 )
- ・CATV・FM ラジオ番組の作成等

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
ホームページのアクセス件数	41.3 万件	50.0 万件	50.0 万件

参画と協働のまちづくりを推進するためには、行政情報の伝達や対話を通じて、市民と行政が情報を共有し、相互の理解を深めていくことが大切です。

本市では<u>「広報いみず」の発行をはじめ、ホームページやケーブルテレビ・FMラジオによる行政番組の放映・放送、市長や市の職員による出前講座の実施のほか、ツィッターなど、様々な媒体・手段を講じて市政や市民生活に関する情報提供を行って</u>います。

また、市民の意見や要望を把握し施策に反映させることを目的とした広聴事業では、市長が市民と直接対話する「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」をはじめ、市長への手紙やメール等を実施しています。

これらは、参画と協働によるまちづくり<u>を進めるため、市民と行政が情報を共有し、相互理解を深めるための基本原則であり、</u>市民がこれまで以上に市政に関心を持ち、自ら積極的に情報を取得しながら、まちづくりに参画するためには、時代に相応した啓発活動の実施と展開を図る必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

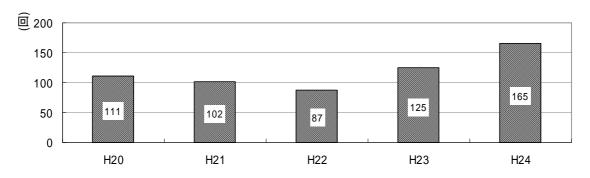
少子高齢化、情報化、国際化の進展等による市民の価値観や生活スタイルの変化を 背景とした、多様化・高度化する市民ニーズに対しては、常に時代に即応した啓発 活動の実施と展開を図る必要がある。

### 【参考となる指標、データ】

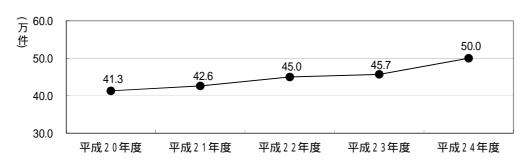
みえる・わかる・わかり合えるミーティングの開催状況 ( 平成 24 年度 )[ 資料:ま5づくり課]

項目	開催回数	参加者数
市長の出前講座	32回	1,626人
ランチトーク	3回	84人
ようこそ市長室へ	3回	4人
市長のまちまわり	11回	140人

### 出前講座開催回数〔資料:まちづくり課〕



射水市ホームページへのアクセス件数の推移(訪問数)[資料:総務課]



第2章 わかりやすいまちづくり

第1節 射水らしさの創出

(計画書 180 ページ)

#### 【現況と課題】

本市は、5市町村の合併によって誕生したことから、市民の一体感の醸成を図るため、各地区の伝統や特色を生かしながらも、新たな文化を築いていくことが必要です。また、現在の公共サインは合併時に既存のものを改修して利用しており、デザイン・サイズ・色等が不統一となっています。

このような状況の中、射水市民憲章や射水市民の歌等の制定を通じて、これらが市民の心のよりどころとして根付くよう広く周知を図るとともに、公共サインシステムの策定等の各種イメージづくり施策を展開し、市内外へ射水らしさを発信していく必要があります。

### 【目指す方向】

制定した市民憲章や市民の歌等を生かしながら、一体感の醸成に努めるとともに、公共サインの統一化を図り、射水らしさの創出及び市内外へのPRを進めます。

### 【これまでの主な取組】

射水市を内外にアピールするためのイメージづくりを推進

- ・「水きららか音頭」の踊り方講習会の開催
- ・太閤山ランド「あじさい祭り」において市の花・木・花木を PR

### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタ (H20	-	₿時 現況(H24)		目標(H29)
「水きららか音頭」講習会実 施団体数	0	団体	3	団体	-

成果指標ではありません。

新湊大橋が全面開通し、平成 27 年には北陸新幹線が開業することにより交流人口 の増加が見込まれることから、市内外へ射水らしさを発信し、市のイメージアップを 推進する必要があります。

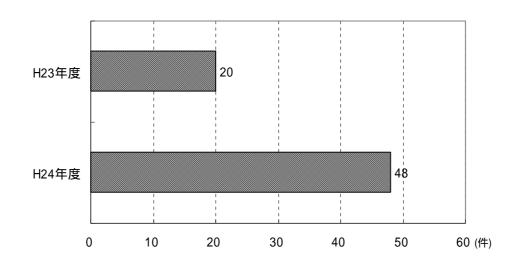
また、射水市民憲章や射水市民の歌等が、市民の心のよりどころとして根付くよう周知を図る必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

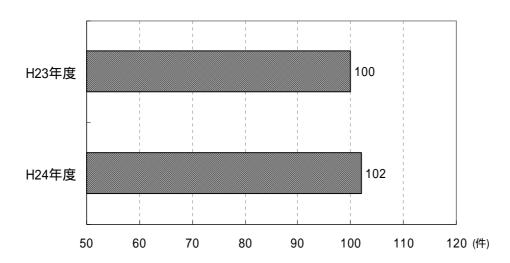
新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業に伴い、交流人口の拡大が見込まれることから、 わかりやすく、親しみやすい公共サインの整備を一層推進する必要がある。 イメージキャラクター(イミズムズムズ)の制定

### 【参考となる指標、データ】

射水ブランドロゴマーク使用申請件数〔資料:商工観光課〕



射水ブランドイメージキャラクター"ムズムズ"着ぐるみ無料貸出件数〔資料:商工観光課〕



第2章 わかりやすいまちづくり

第2節 地域情報化の推進

(計画書 181 ページ)

#### 【現況と課題】

情報通信技術(ICT)の発達により、インターネット、携帯電話、ケーブルテレビ(CATV)等が普及し、社会経済活動だけでなく、日常生活においても、パソコンやネットワークを利用する機会が増えています。特に、情報通信の基盤となるインフラ整備は進んでおり、本市では、市全域でCATV及びCATVインターネットが整備され、5割を超える世帯がCATVに加入しています。

このような背景を踏まえ、本市の施策展開に必要となる情報基盤の整備、ICTを活用した行政サービスの充実及び新しいサービスの導入、地域コミュニティ活動の育成、活性化等を推進していく必要があります。

また、子どもたちを取り巻く環境として、インターネットや携帯電話等を利用して瞬時に多くの情報を伝えたり共有したりできるようになった一方で、情報通信ネットワークを使った様々な犯罪に巻き込まれる可能性が高まっており、情報教育の充実やインターネットモラルの習得が求められています。

#### 【目指す方向】

CATV等のネットワークの双方向性を生かしたサービスの展開を図るとともに、地域活性化、防犯・防災、公共交通等の分野における新しいICTを活用したシステムの導入を進めるなど、市民生活の向上につながる満足度の高いユビキタスネット社会を目指します。また、子どもたちへの情報教育の充実を図り、安全で快適な利用環境づくりに努めます。

#### 【これまでの主な取組】

情報通信ネットワークの利活用を推進し、情報流通社会へ対応

- ・ユビキタスネットワークの推進
- ・いみず緊急情報サービスシステムの整備

### 【参考となる指標】

指標項目	計画スタート時 (H20)		現況(H24)		目標(H29)	
CATV加入率	53.1	%	59.2	%	60.0	%
C A T V インターネット加入 率	22.3	%	24.4	%	30.0	%
CATV回線の超高速化率	50	%	50	%	100	%
地域ポータルサイトの登録団 体数	104	団体	125	団体	200	団体

高度情報化社会は引き続き進展しており、インターネットやモバイル端末を始めとした情報通信技術(ICT)の利用は、一層多様化・高度化するなど、市民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしています。このような背景を踏まえ、ICTを活用した更なる行政サービスの充実や新しいサービスの導入など、満足度の高い市民サービスの提供が求められており、今後マイナンバー制度の導入に伴うICカードの多目的利用や新しい情報システムである自治体クラウドへの取り組み等により利便性・効率性の高い行政の推進を図っていく必要があります。

また、子どもたちを取り巻く環境として、携帯電話やインターネット等を利用して 瞬時に多くの情報を伝えたり共有したりできるようになった一方で、<u>インターネット</u> を介したいじめ問題や、有害情報の氾濫等によって様々な犯罪に巻き込まれるケース が生じており、情報教育の充実や一層のインターネットモラルの習得が求められてい ます。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

携帯電話やインターネット等の普及により、インターネットを介したいじめ問題や、有害情報の氾濫等によって子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースが生じており、情報教育の充実や一層のインターネットモラルの習得が求められている。

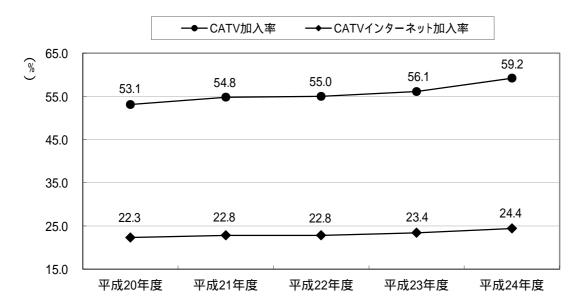
平成 25 年 4 月 1 日に射水市ケーブルテレビの譲渡を行い、ケーブルテレビは市の運営ではなくなった。

地域ポータルサイトの運営も射水ケーブルネットワーク㈱となった。

電子自治体推進(マイナンバーによるICカードの多目的利用)や情報システム推進(自治体クラウド)への取組を今後さらに推進する。

## 【参考となる指標、データ】

ケーブルテレビ及びケーブルインターネットの加入率の推移〔資料:総務課〕



第3章 むだのないひらかれたまちづくり

第1節 信頼される市政の推進

(計画書 184 ページ)

#### 【現況と課題】

少子・高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、住民に最も身近な行政組織である地方自治体に対して期待される役割は高まっています。また、地方分権の進展によって真の地方自治の時代を迎えつつあり、本市においても、「自己決定」、「自己責任」を基本とした行政システムの構築が求められています。

このような状況の中、市民に身近な信頼される市政を運営していくため、利便性の高いサービスの提供やひらかれた行政運営を図るとともに、万が一の不測の事態にも迅速かつ的確に対応できる危機管理体制を整備する必要があります。

また、本市は、合併前の旧市町村庁舎等を庁舎とし、行政部門を複数に分散させた分庁方式をとっていますが、様々な課題を抱えており、早急に改善する必要があります。

### 【目指す方向】

効率的で効果的な市民サービスの向上に努め、透明性の高い信頼される市政運営を推進するとともに、市民の生命及び財産や権利・利益を保護する体制づくりを進めます。また、分庁方式の課題を解消し、効率的で利便性のある行政を推進するため、統合庁舎の建設も視野に入れた整備を推進します。

### 【これまでの主な取組】

電子自治体の推進や多様な収納環境の整備等

- ・市税等のコンビニ収納、クレジットカード収納・モバイル端末を利用した口座振替受付 サービスの導入
- ・内部事務パソコン等の更新、内部系・基幹系サーバ機器等の更新

新庁舎建設事業の推進

- ・庁舎整備方針の決定、新庁舎建設等のための基金の積立
- ・新庁舎建設基本設計、地質調査の実施

社会情勢の変化に対応した市政運営の推進

・「市民ニーズ実態調査」の実施

多様な危機に対応した管理体制の整備

・危機管理指針の策定

### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)	
情報開示 1 件当たり開示決定 までの平均事務処理日数	11.3 日	9.0 日	7.82 日	
自主納付者のコンビニ・マル チペイメント利用率	18.4 %	35.2 %	30.0 %	
外部監査制度の導入	-	-	導入	

未来部会

少子・高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、住民に最も身近な行政 組織である地方自治体に対して期待される役割は高まっています。また、地方分権の 進展によって真の地方自治の時代を迎えつつあり、本市においても、「自己決定」、「自 己責任」を基本とした行政システムの構築が求められています。

このような状況の中、市民に身近な信頼される市政を運営していくため、<u>平成 27</u> 年度に完成する統合庁舎を中心に、</u>利便性・効率性の高いサービスの提供やひらかれた行政運営を図るとともに、万が一の不測の事態にも迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理指針に基づく各種対応マニュアルを整備する必要があります。

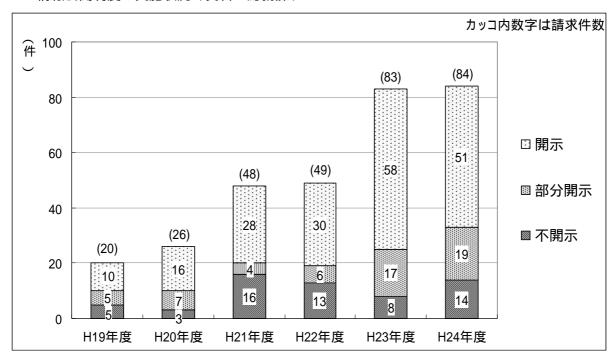
# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

統合庁舎の整備により、これまで分庁舎で行ってきた窓口サービスや各地域との関わり合いについて、検討を要する。

H27 年度の新庁舎整備にあわせたシステム等の導入の検討(新たな文書管理システムの導入、窓口のワンストップサービスの推進として総合窓口サービスの導入)

# 【参考となる指標、データ】

情報公開制度の実施状況 [資料:総務課]



第3章 むだのないひらかれたまちづくり

第2節 行財政改革の推進

(計画書 188 ページ)

#### 【現況と課題】

本市の財政状況は、国から地方への税源移譲によって市税の収入増加が見込まれますが、 一方で、地方交付税は減額傾向にあるなど、全体として、歳入面での大きな増収は期待でき ない状況です。また、歳出面でも、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑・多様化によっ て行政の果たす役割は増加しており、さらには、今後も扶助費や公債費等の義務的経費の増 加傾向が見られることから、依然として厳しい財政環境が続くものと考えられます。

このような厳しい財政状況下にあって、市民ニーズを的確に捉えた計画的な施策を展開していくため、「射水市行財政改革大綱」に基づき、組織機構の簡素化や事務事業の見直し、情報通信技術の活用による事務の効率化、適切な入札制度の導入等、徹底した行財政改革を進める必要があります。

### 【目指す方向】

「射水市行財政改革大綱」に基づき、広く市民の意見を聴きながら、市民と行政との協働 意識を醸成し、今日的な視点で不断かつ着実な行財政改革を推進していきます。さらには、 常に職員の意識改革に取り組み、組織機構の見直しや民間活力の導入を図るなど、限られた 財源・人的資源を有効に活用しながら、簡素で効率的な行財政運営を進めます。

### 【これまでの主な取組】

簡素で効率的な行政運営の推進

- ・第2次射水市行財政改革大綱、第2次射水市行財政改革集中改革プランの策定
- ・行財政改革推進会議の開催、事業仕分け、事務事業評価(内部1次、2次、外部)の実 施

まちづくりの中・長期的な展望の下、健全な財政運営に努めた。

- ・合併地域振興基金など各種基金への積立
- ・有利な市債の活用や市債の繰上償還などによる実質公債費比率の抑制
- ・土地・建物の財産調査及び財産台帳の作成、下水道事業の公営企業会計への移行(H24年度~)

# 【参考となる指標、データ】

I > 5 C O O JA IMA V				
指標項目	計画スタート時 (H20) 現況(H24)		目標(H29)	
電子申請業務数	2 業務	2 業務	30 業務	
電子入札の実施	-	-	実施	
包括的な事務決裁システムの 導入	-	-	導入	
文書管理システムの導入	-	-	導入	

未来部会

本市の財政状況は、景気の動向や生産年齢人口の減少などによる市税収入の落ち込みに加え、普通交付税算定の特例期間の終了に伴う地方交付税の減額など、今後は大幅な収入減が予想されます。一方、歳出面では、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズへの対応に加え、扶助費や公債費等の義務的経費の増嵩が見込まれるなど、これまで以上に厳しい財政環境となることが考えられます。

このような厳しい財政状況下においても、<u>持続可能な基礎自治体として市民ニーズを的確に捉え、計画的に政策を展開していくためには、引き続き</u>「射水市行財政改革大綱」に基づき、行政組織機構の簡素化や事務事業の見直し、<u>ファシリティマネジメントという経営的な視点に立った公共施設の管理運営や適正配置の推進など、</u>徹底した行財政改革を推進していく必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

合併特例債の発行期限の延長(H27年度~H32年度)

リーマンショック(H20.9)以降の市税収入の減少

東日本大震災の発生

消費税率の引き上げ

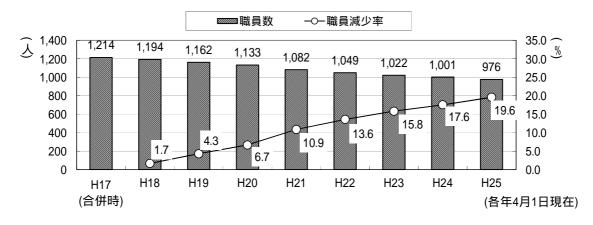
「骨太の方針」の策定(プライマリーバランスの 2020 年度までの黒字化、交付税制度の見直し等)

ライフサイクルコストを念頭に置いた公共施設の管理運営

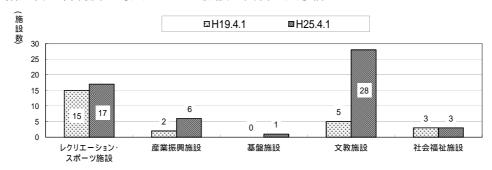
公共施設の適正配置の着実な推進

# 【参考となる指標、データ】

職員数の推移〔資料:人事課〕



#### 指定管理者制度を導入している施設〔資料:人事課〕



第3章 むだのないひらかれたまちづくり

第3節 地方分権社会への対応

(計画書 192 ページ)

#### 【現況と課題】

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、地域の実情に応じた効率的・個性的な地方分権型システムへの移行がさらに進められています。本市は、射水地区広域圏 5 市町村の合併を通じて、地方分権社会における自己決定・自己責任の原則の下、新たな役割を担うことができる基礎自治体としての基盤強化を図ってきました。

このような状況の中、職員自らが能力の向上に努め、自らの創意と自主性に基づき、市民のための政策を立案・実施できる政策形成能力の向上を図る必要があります。また、市民との協働のまちづくりを進めるに当たり、市の責任において施策が実施できるよう、さらなる財政基盤の強化を図るとともに、国や県に対して役割に見合った権限と税財源の移譲を求めていく必要があります。

### 【目指す方向】

政策形成能力開発のための体系的・計画的な各種研修プログラムによる人材育成を図るとともに、地方分権社会にふさわしい自主的・自立的で個性あふれるまちづくりを進めます。 また、受益と負担の見直しと明確化を図りながら、歳出面の抑制に努めるとともに、安定した税収と新たな財源の確保に努めます。

### 【これまでの主な取組】

職員の意識改革、能力開発、資質向上

- ・職員研修の実施(国、富山県、自治大学校等への職員派遣、「いみず人財養成塾」をはじめとした専門研修等)
- ・人事評価制度の実施(H21年度~)
- ・有料広告収入やふるさと納税制度等の拡充による新たな財源の確保

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
構造改革特別区域計画及び地			
域再生計画による地域の活性	1 件	0 件	増加
化			

現行どおり

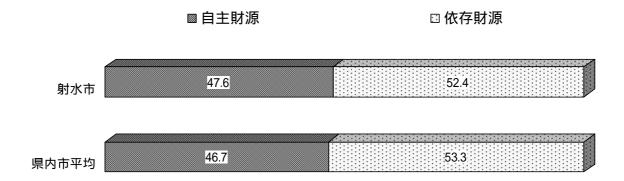
### 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

平成 23 年の地方主権改革関連 3 法の公布などにより、基礎自治体である市町村へ様々な権限移譲が進んでおり、地方分権は着実に進展している。

市町村は自らの権限と責任のもと、地域の実情やニーズを踏まえた個性豊かなまちづくりを進める必要がある。

### 【参考となる指標、データ】

県内都市における歳入の構成状況(平成23年度決算ベース)[資料:財政課]



# 「施策の大綱」別 計画の体系 【安心部会】

给1.27	<sub>政策(章)</sub> <b>健康でやさしさあふれる</b>	z <b>=</b> +	施策(節)	(施策の内容)
<i>寿   副</i>	性原で PC UC のいれる	<i>5</i>		
第1章	元気な声が響くまちづくり	第1節	子育て支援の推進	<ul><li>総合的な少子化対策の推進</li><li>地域・家庭における子育て支援の推進</li><li>子育て支援施設の整備</li><li>児童の健全育成の推進</li><li>母と子の健康づくりの推進</li></ul>
		第2節	明る〈元気な健康づくりの推進	<ul><li>健康づくり推進体制の充実</li><li>健康な生活習慣の推進</li><li>生活習慣病等の予防の推進</li></ul>
	L	第3節	いきいき長寿社会の推進	<ul><li>元気高齢者づくりの推進</li><li>高齢者にやさい1福祉の充実</li><li>在宅支援サービスの充実</li><li>介護予防活動の推進</li><li>介護サービス基盤の整備</li></ul>
第2章	やさしさに包まれたまちづくり ――	──第1節	地域で支え合う福祉の推進	地域福祉支援体制の拡充 地域福祉サービスの充実
		<del></del> 第2節	心かよう障害者福祉の充実	
	L	第3節	安心をつなぐ社会保障の充実	<ul><li>介護保険の円滑な運営</li><li>国民健康保険の適切な運営</li><li>後期高齢者医療の適切な運営</li><li>国民年金制度の啓発</li><li>生活援護の充実</li></ul>
第3章	医療体制の整ったまちづくり	——第1節	医療体制の充実	地域医療体制の充実 救急医療体制の充実
		──第2節	質の高い医療の提供	<ul><li>特色ある医療の提供</li><li>医療水準向上の推進</li><li>健康管理センターの利用促進</li><li>地域医療との連携の推進</li></ul>
		第3節	患者満足度の向上	
		——第4節 ——————————————————————————————————	経営の健全化と業務効率の強化	<ul><li>経営健全化の推進</li><li>医療評価制度の充実</li><li>医療業務効率の向上</li><li>医薬分業の推進</li></ul>
第4部	快適で安心して暮らせる	3 <i>まち</i>		
第1章	自然と共に生きるまちづくり ―――	——第1節	自然にやさい1環境保全の推進	環境保全意識の啓発 環境保全対策の推進 自然保護対策の推進
	L	第2節	地球にやさい、循環型社会の構築	地球温暖化防止対策の推進 再資源化の推進 ごみ減量化の推進
第2章	快適で利便性の高いまちづくり ―――	——第3節	公共交通網の整備	総合公共交通体系の構築 コミュニティバスの充実 公共交通機関の充実
第4章	安心して暮らせるまちづくり	第1節	暮らし安全なまちづくりの推進	自主防犯活動への支援 犯罪のない安心な暮らしの確保 消費者保護の充実
		第2節	災害に強いまちづくりの推進	
		—— 第3節	暮らしを守る体制の充実	対急・救助体制の充実
		──第4節	雪に強いまちづくりの推進	機械除排雪の充実 道路消雪施設の充実 地域ぐるみ除排雪活動の強化
	L	第5節	交通安全対策の推進	

第1章 元気な声が響くまちづくり

第1節 子育て支援の推進

(計画書 44 ページ)

### 【現況と課題】

少子化の進展により、将来の労働力人口の減少や経済成長、現行の社会保障制度の維持への影響が懸念されています。また、核家族化、女性の就業率の増加等により、子育てに対する不安や負担感が増大しています。

このような状況の中、妊産婦、乳幼児の健康診査や相談の充実、子育てを支援するための機能の充実及び施設整備、要保護児童対策の推進を図るとともに、社会全体で子どもを育むための仕組みづくりが求められています。

#### 【目指す方向】

地域、事業者、行政が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりを 始めとした、子どもを生み育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもが健やかに育つ社 会の形成を目指します。

#### 【これまでの主な取組】

子育て支援サービスの実施

- ・保育園(26園)延長保育、病児・病後児保育、休日保育、一時預かり
- ・子育て支援センター(12 か所)
- ・放課後児童クラブ(学童保育)( 16 学級 ) さんさん広場(3 か所 ) 児童館(8 か所)
- ・放課後子ども教室(15 教室)
- ・ファミリーサポートセンター事業

子育でに関する経済的支援

- ・子ども及び妊産婦医療費の助成(子ども医療費助成を中学3年生まで拡大/H22 年度~)
- ・第3子以降保育料の無料化(H25年度~)
- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ・不妊治療費の助成

子育て支援施設の整備促進 新築、改築など

妊産婦や乳幼児の健康診査及び育児相談等の実施

- ・<u>妊産婦の健康診査公費負担の拡充(5回 14回/H21年度~)</u>
- ・新生児訪問指導、母親・両親教室の実施
- ・乳幼児健康診査等の事後フォロー体制の充実

指標項目	計画スタ	7-卜時(H2O)	現況	(H24)	目標	(H29)
延長保育実施保育園数	23	園	23	園	24	賣
休日保育実施保育園数	5	園	7	園	7	壹
子育て支援センターの 年間利用者数	5	万人	5.5	万人	6	万人
ファミリーサポートセンターの年間利用件数	144	件	825	件	720	件

少子化の進展により、将来の労働力人口の減少や経済成長、現行の社会保障制度の 維持への影響が懸念されています。

本市では、子育て支援の取組を積極的に進めてきましたが、子育てを取り巻く環境 は、核家族化が進行するとともに共働き世帯も高い状況にあります。また、発達障害 の疑いのある児童や、産後にメンタル面の問題や育児不安を抱える保護者が増えてい ます。

このような状況の中、安心して子どもを生み育てることができるよう、「子育てと 仕事の両立支援の強化」「発達障害の疑いのある子どもへの専門的な支援」、「産後ケ ア体制の充実」等、市民ニーズを踏まえた効果的な子育て支援施策をさらに強化する とともに、社会全体で子どもを育む仕組みを構築していく必要があります。

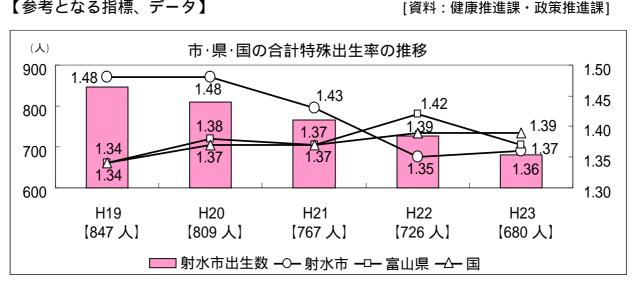
### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)に基づく子ども・子育て支援新制度 においては、「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、質の高い幼児期の学校教 育・保育及び地域のニーズに応じた多様な子育て支援事業に取り組む必要がある。 発達障害の疑いのある要観察児の割合が年々増加していることから、障害の特性に 応じた専門的支援が求められるようになった。

メンタル面の問題や育児不安を抱える保護者が増えていることから、継続的な支援 が求められている。

国の政策における幼児教育の無償化に向けた取組について、動向を見極める必要が ある。

### 【参考となる指標、データ】



訪問指導実施数の推移[資料:健康推進課]

	母子保健					
	妊産婦訪問	新生児訪問	乳幼児訪問			
H19	375	387	72			
H20	379	394	36			
H21	381	387	34			
H22	364	393	27			
H23	360	377	37			
H24	404	431	67			

発達障害の疑いを含む要観察児等の推移

	人数	率
H19	79	9.0
H20	96	11.5
H21	127	15.2
H22	131	15.5
H23	117	13.7
H24	128	15.4

[資料:3歳6か月児健診結果より]

第1章 元気な声が響くまちづくり

第2節 明るく元気な健康づくりの推進

(計画書 48 ページ)

#### 【現状と課題】

本市においては、がんや循環器疾患等生活習慣病による死亡割合が県・国と同様に約6割を占めています。さらに、急速な高齢化の進行とともに寝たきりや認知症になる人の増加が予測されます。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、個人の健康づくりへの取組を地域社会で支える仕組みづくりや、健康長寿を目指した環境づくりが求められています。

このような状況の中、市民一人ひとりが健康な生活習慣を身に付け、積極的に疾病予防や健康づくりに取り組むことができるよう支援し、市民が健康で元気に自立して生涯を送ることができる社会を目指す必要があります。

### 【目指す方向】

乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけるため、ライフステージに応じた健康づくりの 支援を推進するとともに、市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に健康づくり に取り組めるよう支援体制の整備に努めます。

#### 【これまでの主な取組】

地域における健康づくりの推進体制の充実

- ・健康づくりボランティアの育成・活動支援
- ・ヘルスプランの推進

運動習慣の定着や健康づくりへの啓発

- ・ヘルスボランティアによる元気ウォークの推進
- ・こころの健康づくりに関する普及啓発

生活習慣の改善による生活習慣病等の予防や検診による早期発見の推進

- ・メタボリックシンドロームの予防に向けた各種健康教育、健康相談の実施
- ・一般健康診査、肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診の実施
- ・各種がん検診の実施(胃、子宮、乳、大腸、肺、前立腺)と精密検査受診の徹底
- ・各種感染症予防接種の実施(ポリオ、DT、日本脳炎、MR、インフルエンザ、結核、ヒブ、 肺炎球菌、子宮頸がん)

指標項目	計画スタートᡦ	計画スタート時 (H20)		現況 (H24)		H29)
胃がん検診受診率	25.5	%	20.9	%	46	%
子宮がん検診受診率	29.8	%	28.8	%	49	%
乳がん検診受診率	30.0	%	30.4	%	49	%
大腸がん検診受診率	30.0	%	28.7	%	46	%
肺がん検診受診率	34.4	%	33.8	%	48	%

本市においては、がんや循環器疾患等生活習慣病による死亡割合が約6割を占めています。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、<u>食生活・身体活動などの生活習慣も大きく変化しています。</u>さらに、急速な高齢化の進展により、<u>医療や介護に係る負担が一層大きくなるとともに、社会経済状況の変化が健康の格差をもたらしていくと考えられます。</u>

このような状況の中、市民が健康で元気に自立した生涯を送ることができるよう、 子どもから高齢者までのすべての人が、身近な地域で健康づくりに取り組むことがで きる環境づくりが必要です。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

一人ひとりの生活習慣の改善に向けた健康づくりと共に、個人を取り巻く経済的・ 社会的環境による健康の格差が生じないような取組が必要である。(「<u>健康日本 2 1</u> (第二次)」)

医療や介護の負担軽減はもとより、健康で充実した生活を送るために主要な生活習慣病の予防や、「<u>ロコモティブシンドローム(運動器症候群</u>)」への対応といった介護予防対策に取り組むことが重要である。

今後策定予定の「射水市スポーツ推進計画」に基づく運動による生活習慣の改善や、「射水市食育推進計画」に基づく食生活の改善など、ライフステージに応じた健康づくりの対応が重要となる。

#### (健康日本21(第二次)とは)

2 1世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針。

#### (ロコモティブシンドローム(運動器症候群)とは)

主に加齢により運動器の機能が衰えることにより、介護が必要になったり寝たきりになったりする可能性が高い状態のこと。

#### 【参考となる指標、データ】

主な死因上位5位の死亡数・死亡率[資料:人口動態統計・県厚生部医務課]

平成 23 年	1	位	2	位	3	位	4	位	5	位
十成 23 牛	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
富山県	悪性新	新生物	心犯	<b>美患</b>	脳血管	<b>管疾患</b>	肺	炎	老	衰
自由山东	3,408	316.4	1,790	166.2	1,369	127.1	1,319	122.5	537	49.9
射水市	悪性新	新生物	心犯	<b></b>	脳血管	<b>管疾患</b>	肺	炎	不慮の	)事故
射水市	276	300.3	151	164.3	115	125.1	87	94.7	46	50.1

単位:人、対10万人

第1部 健康でやさしさあふれるまち 第1章 元気な声が響くまちづくり 第3節 いきいき長寿社会の推進

(計画書 51 ページ)

#### 【現況と課題】

本市では、高齢者人口が年々増加していることから、要介護認定者数も増加しています。 今後も高齢者人口の増加が予想されるため、要介護認定者や寝たきり、認知症高齢者の増加 が見込まれます。また、核家族化の進展による一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が 見られ、高齢者が地域で元気に生活するための施策が求められています。

このような状況の中、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる環境の整備や高齢者の 社会参加、就業等への支援が重要となっています。また、高齢者が住み慣れた地域でいつま でも元気に暮らせるよう、地域による支え合いの輪が必要とされています。

#### 【目指す方向】

健康づくりの推進と介護予防を強化するとともに、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるための支援の充実や、介護が必要となった高齢者や家族への支援を行い、共に支え合う福祉のまちを目指します。また、高齢者自らがまちづくりの担い手として積極的に活動に参加し、尊厳のある自立した生活を送ることができる高齢社会の形成を目指します。

#### 【これまでの主な取組】

#### 元気高齢者づくりの取組の推進

・福祉入浴券の交付(給付再開/H22 年度~) ふれあい健康農園の運営、節目祝の実施、 創作活動・教養教室の開催、敬老会(H22 年度~地域振興会で実施)

### 在宅支援サービスの充実

- ・介護あんしんアパート整備補助、緊急通報装置設置、日常生活用具給付、家具転倒防止 器具設置、在宅要介護高齢者福祉金の支給、在宅福祉介護手当の給付、除雪支援 他
- 要介護・要支援状態に対する予防と要介護状態等の支援
- ・二次予防対象者把握、通所型介護予防、訪問型介護予防の実施
- ・介護予防の普及啓発、介護予防教室、パワーアップ貯筋教室、地域介護予防活動支援の 実施
- ・地域ふれあいサロンへの支援、おむつ支給、食の自立支援(配食サービス)、介護予防ケアマネジメントの実施

#### 地域密着型のサービス基盤の整備

- ・小規模多機能型居宅介護事業施設の拡充(6施設) 認知症高齢者グループホーム(14施設) 認知症対応型デイサービスセンター(7施設)の整備補助
- ・訪問介護、通所介護等給付の介護サービス、介護予防通所介護等の介護予防サービス、 施設介護サービスの充実

#### 【参考となる指標、データ】

指標項目		計画スタート時 ( H20)		現況(H24)		₹(H29)
小規模多機能型介護事業所数		施設	6	施設	6	施設
健康な高齢者の割合	82.5	%	81.7	%	85	%
要支援者の介護予防給付受給後の維持・改善率	88.9	%	86.4	%	98	%

### 安心部会

いわゆる団塊世代が65歳を迎え、高齢者人口が急増していますが、要介護認定者数 は、わずかな伸びにとどまっています。一方、要介護認定者の中でも寝たきりや認知症 高齢者は増加しています。また、核家族化の進展による一人暮らし高齢者や高齢者のみ の世帯が増えてきており、地域での支え合いが求められています。

このような状況の中、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる環境の整備や高齢 者の社会参加、就業等への支援が重要となっています。また、高齢者が住み慣れた地域 で<u>自立した生活を送ることができるよう、徹底した介護予防、健康づくり、総合相談体</u> 制の充実を図るとともに「地域包括ケアシステム」への取り組みを推進する必要があり ます。

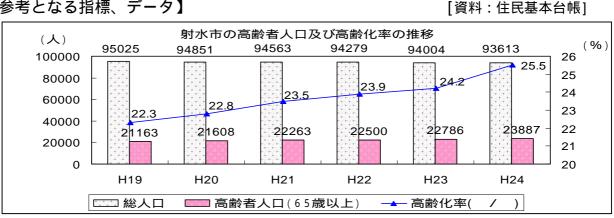
### 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

国の考え方に基づく介護の将来像として「地域包括ケアシステム」への取り組みを 推進する必要がある。

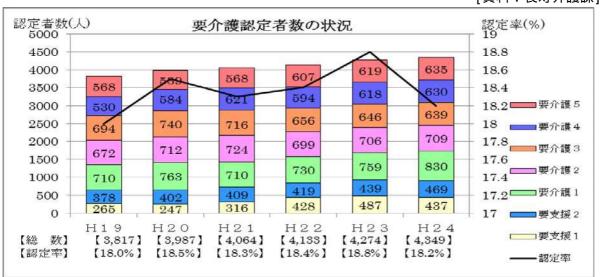
#### (地域包括ケアシステムとは)

高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らし い暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住ま いが、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制。

### 【参考となる指標、データ】



[資料:長寿介護課]



第2章 やさしさに包まれたまちづくり

第1節 地域で支え合う福祉の推進

(計画書56ページ)

#### 【現況と課題】

少子・高齢社会の進展や価値観の多様化等による世帯の小規模化、人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における支え合いの意識や機能が低下しています。一方、住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズが増大していることから、日常生活圏における質の高い福祉サービスの提供が求められています。

このような状況の中、市民が生活の拠点である地域に根ざして、互いに助け合い支え合う ことができるよう、様々な福祉活動を推進していく必要があります。

### 【目指す方向】

住み慣れた地域で、高齢者、障害者、子育て中の人など、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、市民が主体となって、互いに助け合い支え合う地域が一体となった福祉体制づくりを目指します。

#### 【これまでの主な取組】

地域福祉の基盤づくりと地域福祉の向上

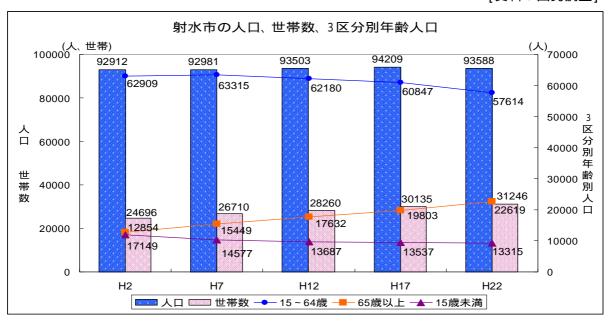
- ・社会福祉協議会への支援、保護司会、民生児童委員の活動支援 ボランティアや心身障害者の活動拠点の整備
- ・新湊交流会館増築

地域福祉計画を策定、推進

#### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スター	-卜時 ( H20)	現況 (	(H24)	目標(	H29)
福祉ボランティア団体数	71	団体	71	団体	100	団体
福祉ボランティア団体所属人数	1,373	人	1,318	人	1,400	人
いのちのバトン配備数	-	本	1,661	本	1,000	本

[資料:国勢調查]



安心部会

少子・高齢社会の進展や価値観の多様化等による世帯の小規模化、人間関係の希薄 化等に伴い、家庭や地域における支え合いの意識や機能が低下しています。

一方、住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズは高く、<u>地区社会福祉協議会が組織化されるなど、地域の支え合いに向けた取り組みは始まっており、その活動の一層の促進が求められています。</u>

また、福祉健康づくりの核となる施設の統合整備が課題となっています。

このような状況の中、<u>地域で、その特性を活かした地域福祉の継続的な取組を活発</u>化させる必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

地区社会福祉協議会がすべての地区で組織され、すべての地区で活動を開始している。

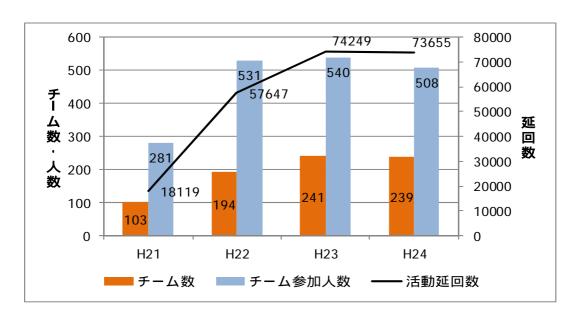
一方、活動内容には温度差があり、地域住民への周知度も地区によってばらつきが ある。また、地域福祉の担い手の確保も課題となっている。

公共施設の見直しによる、福祉健康関連施設の統合整備が課題となっている。

### 【参考となる指標、データ】

ケアネット活動状況の推移[資料:射水市社会福祉協議会]

	H21	H22	H23	H24
地区数	17	27	27	27
チーム数	103	194	241	239
チーム参加人数	281	531	540	508
活動延回数	18,119	57,647	74,249	73,655



第2章 やさしさに包まれたまちづくり

第2節 心かよう障害者福祉の充実

(計画書59ページ)

#### 【現況と課題】

本市では、身体障害者手帳保持者の増加に加え、高齢化、障害の重度化・重複化が進んでいます。また、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者についても増加傾向にあります。さらには、各手帳保持者の家族介護者の高齢化も顕著となってきています。

このような状況の中、ノーマライゼーションの実現を目指すため、平成15年に「支援費制度」が導入され、さらに平成18年には「障害者自立支援法」が施行されました。このノーマライゼーションを実現する基盤として、障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生活できる社会づくりを進める必要があります。

#### 【目指す方向】

ノーマライゼーションの理念に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに支え合う地域づくりを進め、障害者が安心して自立した生活を営み、自由に社会参加できるまちづくりを目指します。

さらに、障害者の社会参加を促進する手助けの一環として、ユニバーサルデザイン <sup>2</sup> の考え方を踏まえたハード面、ソフト面のバリアフリー化への総合的な取組を目指します。

#### 【これまでの主な取組】

障がい者等の経済的な負担の軽減や日常生活の支援

- ・福祉金等の給付、重度心身障がい者等医療費助成
- ・相談支援事業、地域活動支援センター(4か所)事業、家具転倒防止器具設置事業等
- ・点字ブロックの整備

指標項目	計画スタート時	(H20)	現況(	(H24)	目標(H29)	
障害福祉サービス支給決定者数	379	人	411	人	550	人

本市では、障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 の取得者や、発達障害、高次脳機能障害及び難病などによる障がい者が年々増加して おります。一方、家族構造の変化や、介護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も 変化しています。

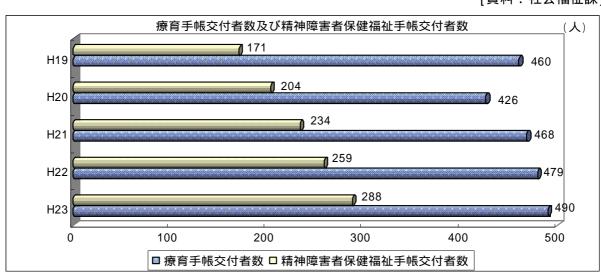
このような状況の中、障害のあるなしに関わらず地域で安心して生活を継続できる 共生社会の実現を目指して、平成25年に「障害者総合支援法」が施行されました。 障がい者の希望を尊重して、可能な限り身近な場所で日常生活を送ることができる社 会づくりを進める必要があります。

### 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

平成18年に制定された障害者自立支援法は廃止となり、新たな法律が制定され、 障がい者福祉施策の見直しが進められている。このような動向を見極めながら、障 害のあるなしに関わらず、地域で安心した生活を送るために、本市の状況に応じた 施策に取り組む必要がある。



[資料:社会福祉課]



第2章 やさしさに包まれたまちづくり

第3節 安心をつなぐ社会保障の充実

(計画書62ページ)

#### 【現況と課題】

急速な高齢化の進行により、介護保険給付費や医療費が年々増加しており、介護保険や国 民健康保険等の保険財政に深刻な影響を与えています。複雑・多様化する介護ニーズや疾病 構造の変化による医療費の増大に適切に対応するため、医療費の節減や保険税の収納率の向 上等、財政基盤の安定化が必要となっています。さらには、平成20年度から始まる後期高 齢者医療制度や生涯の安心を確保する年金制度について理解され、円滑な運営が進むよう努 めていきます。

また、地域社会のきずなの希薄化や所得格差の広がり等から、今後も生活保護受給者が増加すると予想され、受給者の状況にあった支援の提供や経済的給付から自立を支援する施策への転換が求められています。

#### 【目指す方向】

介護保険利用者が、介護サービス等を適切に選択できる情報提供システムの確立を図るとともに、各種社会保障制度の周知、啓発を図り、制度の充実と適切な運営を目指します。さらに、生活保護受給者が自らの能力を生かし、自立できる施策の充実を目指します。

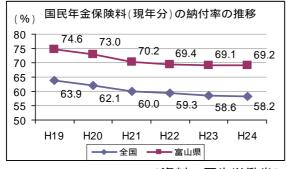
### 【これまでの主な取組】

介護保険事業の適切な運営及び総合的な地域支援体制の推進 国民健康保険医療費の適正化や保険税収納率の向上及び保健事業の充実 後期高齢者医療事業の適切な運営

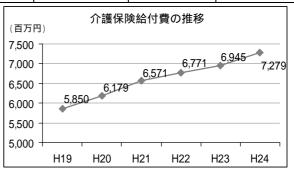
#### 【参考となる指標、データ】

国民健康保険加入状況の推移[資料:市民・保険課]

	10(1)	被保険者数	加入率(%)	保険税	特定健診	特定保健指導
	人口(人)	(人)	加八华(%)	収納率(%)	受診率(%)	実施率(%)
H19	96,664	28,380	29.36	94.09		
H20	96,489	20,461	21.21	92.74	41.05	24.49
H21	96,205	20,679	21.49	92.56	40.83	16.81
H22	95,851	21,008	21.92	95.22	41.50	16.71
H23	95,546	21,153	22.14	96.26	41.71	15.64
H24	95,112	21,051	22.13	96.29		
H29(目標)				97.50	60.00	60.00



[資料:厚生労働省]



[資料:長寿介護課]

急速な高齢化の進行により、介護保険給付費や医療費が年々増加しており、介護保険や国民健康保険等の保険財政に深刻な影響を与えています。複雑・多様化する介護ニーズや疾病構造の変化による医療費の増大に適切に対応するため、医療費の節減や保険税の収納率の向上等、財政基盤の安定化が必要となっています。

そのような中、創設されてから5年が経過し、定着しつつある後期高齢者医療制度 や、生涯の安心を確保する年金制度の趣旨を周知するなど、引き続き 円滑な運営が進 むよう努めていきます。

また、経済危機以来、生活保護の相談や申請が増加傾向にあります。必要な人には 適正に保護を実施するとともに、生活困窮者に対し生活保護に至る前の段階で自立を 図るための支援が求められています。

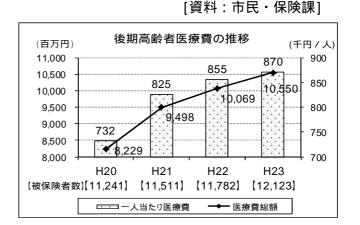
【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】 経済情勢の悪化に伴い、生活保護の相談・申請は増加している。 生活困窮者に対し生活保護に至る前の段階で自立を図るための支援が求められている。

#### 【参考となる指標、データ】

後期高齢者の健康診査受診率の推移(%)

[資料:市民・保険課]

H20	38.09
H21	39.25
H22	37.13
H23	37.70
H24	37.00



生活保護の相談・申請件数(各年度末現在)、生活保護世帯数の推移(各年度3月現在)

	相談件数	申請件数	货	就 護 実 葬	数	富山県
	竹田荻江十安区	中胡汁数	世帯数	人員	保護率(‰)	保護率(‰)
H19	72	17	124	149	1.57	2.33
H20	98	33	129	153	1.62	2.44
H21	137	33	131	165	1.75	2.84
H22	183	34	131	160	1.71	3.13
H23	153	20	126	153	1.64	3.17
H24	135	18	119	145	1.56	3.32

保護率:人口1,000人当たりの保護人員数 [資料:福祉行政報告例、社会福祉課]

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第1節 医療体制の充実

(計画書66ページ)

#### 【現況と課題】

市民の多様な医療ニーズに対応し、いつでも安心して、適切で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実、強化が求められています。

医療法に基づき、県は、県における医療を提供する体制の確保に関する計画(医療計画) を定めることとなっており、県内に4つの医療圏を設定し、地域医療の機能分担、連携体制 や初期から第三次までの救急医療体制を順次整備してきています。

高岡医療圏(射水市、高岡市、氷見市で構成)に属する本市の医療機関は、平成20年1 月末日現在、病院6か所、一般診療所59か所、歯科診療所31か所、薬局22か所です。

地域医療の体制としては、市民病院が基幹病院としての役割を担っているほか、市内の医療機関等が身近なかかりつけ医、かかりつけ薬局として、地域医療の提供に重要な役割を担っています。今後も市民病院と市内の医療機関等の連携強化や機能分担の促進を図ることが必要です。

救急医療の体制としては、市民病院を始めとし、医師会が実施している休日在宅当番医制及び高岡市急患医療センターでの救急体制等により実施している初期救急、高岡医療圏域の公立6病院が輪番体制で実施している第二次救急、さらに厚生連高岡病院での第三次救急が整備されています。今後も関係機関の連携・協力体制を強め、広域的な救急医療体制を充実・強化していく必要があります。

#### 【目指す方向】

市民が身近な地域で、安心で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実、市民病院と市内医療機関との連携強化と機能分担を進めます。

#### 【これまでの主な取組】

救急医療体制の確保

・在宅当番医制の実施、病院群輪番制への補助

#### 【参考となる指標、データ】

高岡医療圏構成市町村別医療施設数、病床数 [資料:県高岡厚生センター]

			病床数(床)			
		病院 診療所 歯科 診療所		薬局	総数	
射水市	H20.4.1	6	59	32	22	878
רוויערגע	H25.4.1	6	55	33	28	856
高岡市	H20.4.1	17	148	90	74	3,308
回川川	H25.4.1	17	136	85	75	3,077
氷見市	H20.4.1	4	32	18	14	682
小兄巾	H25.4.1	4	32	17	15	556

市民の多様な医療ニーズに対応し、いつでも安心して、適切で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実、強化が求められています。

地域医療の体制としては、市民病院が基幹病院としての役割を担い、また市内の身近なかかりつけ医・薬局が、地域医療の重要な役割を担っています。今後も市民病院と市内の医療機関等の連携強化や機能分担の促進・超高齢化社会に対応した在宅医療の推進を図ることが必要です。

救急医療の体制としては、市民病院を始め、医師会が実施している休日在宅当番医制及び高岡市急患医療センターでの初期救急、高岡医療圏域の公立病院での第二次救急、さらに厚生連高岡病院での第三次救急が整備されています。引き続き関係機関の連携・協力体制を強め、広域的な救急医療体制を充実・強化していく必要があります。 災害医療の体制としては、市民病院・医師会及び災害拠点病院のネットワークを強

化し、自然災害や事故災害に対応できる体制を構築する必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

大規模地震や集中豪雨、原子力災害など、災害の種類や規模に応じて必要となる医療体制の整備が必要となる。

平成21年射水市医師会は、病院から在宅へと安心のある継続した医療が受けられることを目的として、「在宅医療いみずネットワーク」を設立しており、地域医療の充実に向けた連携を引き続き推進していく必要がある。

### (在宅医療いみずネットワークとは)

住み慣れた『いみず』の地で、在宅医療を希望する患者に、かかりつけ医や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、調剤薬局および地域拠点病院との相互ネットワークを構築し、「365日、24時間の安心・安全な在宅医療」の提供をめざすもの。

#### 【参考となる指標、データ】

高岡医療圏第2次、第3次救急医療体制[資料:県高岡厚生センター]

第 2 次救急		
病院群輪番制病院	その他救急告示施設(病院)	第3次救急医療体制
休日及び毎夜間 射水市民病院 厚生連高岡病院 高岡市民病院 社会保険高岡病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院	医療法人社団整志会沢田記念 高岡整志会病院 医療法人光ヶ丘病院 あさなぎ病院 本郷林整形外科病院 真生会富山病院 医療法人財団正友会 中村記念病院	24 時間 365 日 厚生連高岡病院

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第2節 質の高い医療の提供

(計画書68ページ)

#### 【現況と課題】

市民病院は地域住民のニーズに親身に対応し、安全で質の高い医療を提供することにより、地域に最も親しまれる病院になることを目指しています。市民病院が継続的に安心できる医療を提供するためには、常に患者の立場に立って安全で透明性の高い医療や救急医療の整備など、基本的病院機能を向上させると同時に、地域連携型医療体制に対応した特徴的な病院機能を有する必要があります。

最近の市民病院における高度医療機器利用状況をみると、CT、MRI検査(図1)、心臓力テーテル検査・治療や救急搬送件数(図2)が急増しています。これらは緊急性の高い急性重症患者やり患率の高い循環器疾患患者が増加していることを意味します。このような状況を考慮すると、近隣の病院に対して市民病院が優位に立てる病院機能として、良質の循環器診療を挙げることができます。高度医療機器を充実させ循環器診療体制を強化することは、市の救急医療体制を補強し地域の安心につながるだけでなく、機能分担を推進する国の医療政策の方向とも合致します。

#### 【目指す方向】

住民一人ひとりに最適な医療を提供できる優秀なスタッフを確保し、安全で親身な医療サービスと急性期疾患に対応できる診療体制を整備し、連携型医療体制の一翼を担える特徴ある病院機能を確立します。

#### 【これまでの主な取組】

特色のある医療の提供

- ・高度医療機器の整備・更新(透析用監視装置、全身麻酔装置、電子内視鏡システム等)
- ・心臓血管センターの整備
- ・HCUの整備
- ・地域医療連携システムの整備
- ・診療棟耐震化整備実施設計(H25年度)
- ・循環器診療体制の充実(X線マルチスライスCT、アンギオ装置整備)

指標項目	計画スタート時(H20) 現況(H24)		目標(H29)
新規外来患者数	15,136 人	17,600 人	37,600 人
手技的治療件数	1,450 件	1,346 件	3,110 件

市民病院は、<u>生命を尊重し患者一人ひとりに最適な医療を提供することにより、</u>
<u>地域住民から最も信頼され、</u>親しまれる病院になることを目指しています。市民病院が安心できる医療を継続的に提供するためには、患者の立場に立った安全で透明性の高い医療体制を整えると同時に、<u>他にはない特色ある医療を展開していく必要</u>があります。

富山大学附属病院との連携を強化することにより、市民に高度で質の高い医療を 提供するとともに、救急単独二次輪番にも対応できる体制整備など救急医療の更な る充実を図り、安心できる医療環境を整えることが大切です。また、地域の医療機 関や介護・福祉施設と連携して切れ目のない医療・在宅ケア体制を構築することも、 高齢化社会の安心につながります。

なお、大規模災害に備えて、市民病院が市内の災害医療の中心的施設として機能できるように、診療棟の耐震整備を計画しており、災害対応体制の充実に努めさせる必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

東日本大震災を経験し、市民病院が災害医療の拠点施設として機能できる体制を整 える必要がある。

高齢社会に対応した医療体制を検討していく。

質の高い医療環境の充実と、有能な医療スタッフの確保のために富山大学との医療 および教育連携を強化していく必要がある。

特色ある医療、魅力ある医療をさらに充実し、市民病院のブランド力の向上をはかる必要がある。

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第3節 患者満足度の向上

(計画書 72 ページ)

#### 【現況と課題】

近年、医療の中心は医療提供側から医療サービスを受ける患者側へと移行しています。患者側から医療の質を測る指標の一つに「患者満足度」があります。この「患者満足度」の決定因子は医師・看護師と患者のコミュニケーションであり、満足度の向上には医師が対話を通じてしっかり患者と向き合うことが大切とされています。また、入院生活の場となる建物や居住空間の快適性や診療設備の充実も、満足度を規定する因子として重要であることが分かっています。

市民病院が行った外来患者満足度調査結果から、最も不満が大きかった待ち時間ストレスに対し、独自の外来番号表示システムを導入しました。番号システムの導入後には約6割の患者の待ち時間ストレスの改善がみられました(図)。患者満足度を高めるために、市民病院が日ごろ提供している医療サービスについて患者がどのように評価し、どのようなことを望んでいるかに熱心に耳を傾け、医療環境を整えて、親身なケアと技術的なケアを通じて医療サービス向上を図る必要があります。

#### 【目指す方向】

整った医療設備と快適な医療環境の下で、患者の視点に立った親身なケアと技術的なケアを充実させ、患者満足度の高い医療体制を構築します。

#### 【これまでの主な取組】

各種の医療情報や適切な医療の提供

- ・患者満足度調査の実施
- ・病院広報誌の作成発行、ホームページの更新充実
- ・インフォームドコンセントの推進

患者満足度調査に基づいた医療環境の整備や接遇の改善

指標項目	計画スタート時 ( H20)	現況(H24)	目標(H29)
総合患者満足度(入院患者)	4.04	4.05	4.5
ロイヤリティー(入院患者)	4.05	4.06	4.5

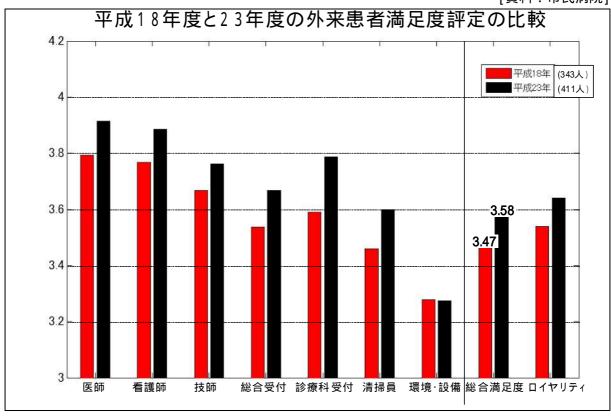
患者の視点に立って医療の質をはかる指標の一つに「患者満足度」があります。「患者満足度」の決定因子は<u>親身なケアと技術的なケアであり、とりわけ医師・看護師と</u> 患者との良好なコミュニケーションが大切です。

この二つのケアには、優秀で患者にやさしい医師の確保と職員教育が鍵となります。平成18年から継続してきた患者満足度調査結果を逐次臨床現場へフィードバックするシステムは、患者満足度の向上に大きく貢献してきました。それと同時に、さらなる満足度の向上には、病院施設・環境を整備する必要性も明らかになりました。病院環境や患者の心理的ストレスを軽減する設備を充実させるとともに、対話を通じてしっかり患者と向き合い、患者の利益を最優先する医療を推進できるスタッフの確保・育成が重要です。

【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】 医療施設の老朽化が問題となっている。 憩える医療環境の整備が必要である。

#### 【参考となる指標、データ】

[資料:市民病院]



5点満点

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第4節 経営の健全化と業務効率の強化

(計画書 74 ページ)

#### 【現況と課題】

今後の医療政策の方向性は、自己完結型から地域内連携型への医療提供体制の再編、平均在院日数の一層の短縮と在宅医療の推進、そして包括化点数による経済合理性の追求にあります。このような急激な外部医療環境の変化の中で、自治体病院が直面している重大な課題は、限界に来ている費用対策、収益の制限、困難な医師・看護師の確保、そして厳しい病院間の競争です。医療費の抑制と費用のかかる安全性の確保というジレンマの中で、いかに高い医療レベルを維持できるかが問われています。

市民病院の平均在院日数の推移(図)を見ると、「13:1」の看護体制から、より手厚い看護ができる「10:1」体制に向けた取組により、平成18年度は平均在院日数が減少しているのが分かります。平成19年度は急性期病院やDPC応募基準に必要な「10:1」体制を維持し、さらに在院日数が短縮することが予想されます。市民病院が患者満足度の高い健全な病院運営を継続させるためには、明確な理念と基本方針の下に目標管理による体系的病院マネジメント・システムを構築する必要があります。このために平成19年度から病院運営にバランススコアカード(BSC) <sup>1</sup>を導入し試験運用を開始しました。この方法により病院運営の戦略を組織全体に浸透させるとともにチームワーク組織風土を醸成し、患者満足度の向上と特徴的病院機能により地域信頼度と病院の存在価値を高めていく必要があります。

#### 【目指す方向】

病院の理念と方針が組織全体に浸透することにより、職員一人ひとりが病院の方向性や現況を認識し、個人の活動が共通の戦略目標に向かって収束する組織風土を確立します。

#### 【これまでの主な取組】

- ICT技術を生かした、医療業務効率の向上
- ・病院情報システムの整備(PACS:放射線画像保存用サーバ、オーダリングシステム更新) 合理的な病院運営
- ・7対1看護体制の導入・DPC対象病院の指定

#### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標 (H29)	
平均在院日数	16.5 日	17.3 日	10.6 日	

#### 市民病院の職員数(4月1日現在)[資料:市民病院]

	総数	医師	看(准)	薬剤師	その他の	事務職員	栄養士・
	松心女人	ഥ	護師   梁州岬   技術職員   事務職員		(東河神   技術職員		調理員
H20	207	23	132	6	24	13	9
H21	202	23	128	6	23	13	9
H22	205	21	133	6	24	13	8
H23	207	23	135	6	23	12	8
H24	209	23	136	6	23	13	8
H25	210	23	137	6	23	13	8

安心部会

市民病院は、病院機能の分化及び効率化と地域連携型医療への医療政策に基づき、特色ある医療の展開、地域医療機関との連携、平均在院日数の短縮と包括算定、7対1 看護体制の導入などを進め、病院経営を改善してきました。

現在自治体病院が直面している課題は、医療費の抑制と費用のかかる安全性の確保というジレンマのなかで、いかに質の高い医療と<u>健全な経営</u>を維持していけるかということです。この課題を解決するためには、明確な理念と基本方針のもとに、体系的病院マネジメント・システムを構築し、<u>病院の方針を組織全体が共有し、協力して病院運営に参画する組織風土を醸成することが肝要です。その成功の鍵は、有能な医師などの人材確保と評価システムの整備が不可欠であり、有能な人材が集まる魅力ある</u>病院を目指すことが大変重要です。

#### 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

平成24年11月から看護体制は10対1から7対1体制へ移行し、より手厚い看護ができる環境が整った。

平成21年に医療費包括評価制度を導入した。

有能な人材の確保と職員が能力を発揮できる院内環境・評価システムの整備が必要である。

#### (医療費包括評価制度とは)

入院中の診療行為ごとに料金を計算するこれまでの「出来高計算方式」とは異なり、入院 患者の病名、症状等に応じて1日当たりの定額料金を定める方法のこと。

### 【参考となる指標、データ】

市民病院の患者数の推移[資料:市民病院]

	H20		H20 H21 H22		2	H23		H24		
	延数	1日 平均	延数	1日 平均	延数	1日 平均	延数	1 日 平均	延数	1日 平均
入院 患者数	56,654	155.2	55,034	150.8	54,716	149.9	54,960	150.2	51,935	142.3
外来 患者数	119,733	492.7	113,880	470.6	116,054	477.6	115,577	473.7	107,041	436.9

第4部 快適で安心して暮らせるまち

第1章 自然と共に生きるまちづくり

第1節 自然にやさしい環境保全の推進

(計画書 132 ページ)

#### 【現況と課題】

本市における大気や水質等の環境の状況は、おおむね良好な水準を維持していると言えますが、一部で土壌汚染、海域の水質汚濁、道路周辺の騒音等の問題があり、適正な対応が求められています。また、親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。

このような状況の中、環境の保全及び快適な生活環境の創造についての基本理念等を定める環境基本条例の制定や、それに基づく環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するなど、自然にやさしい環境づくりを進める必要があります。

### 【目指す方向】

大気、水、土壌等の汚染防止のため環境保全活動を推進し、現在の美しく豊かな環境を将来の世代に継承していきます。また、行政と住民が連携した環境保護活動を行い、自然にやさしい環境づくりを目指します。

#### 【これまでの主な取組】

市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画策定や環境意識の普及・啓発

- ・環境基本条例の制定(H20 年度)
- ・環境基本計画の策定(H21年度)
- ・環境とくらしフェアの開催 (H15年度~)

指標項目	計画スタート時(H20)		現況(H24)		目標(H29)	
大気環境基準の達成率	100.0	%	100.0	%	100	%
水質環境基準の達成率	89.6	%	93.1	%	100	%
騒音環境基準の達成率	93.8	%	100.0	%	100	%
アダプト・プログラム参加 団体数	46	団体	56	団体	70	団体

本市における大気や水質等の環境の状況は、おおむね良好な水準を維持していると言えますが、一部で大気、水質、騒音等についての問題があり、適正な対応が求められています。また、親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。

このような状況の中、環境の保全及び快適な生活環境の創造に向けて、<u>市民、事業者、行政等が一体となり、環境基本計画に基づき</u>環境施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、環境の保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るため、環境教育 を推進していく必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

環境基本条例の制定、及び、環境基本計画の策定は完了しており、計画に基づいた環境保全の取組が重要である。

#### 第4部 快適で安心して暮らせるまち

第1章 自然と共に生きるまちづくり

第2節 地球にやさしい循環型社会の構築

(計画書 134 ページ)

#### 【現況と課題】

地球温暖化や廃棄物問題をはじめとする今日の環境問題の多くが市民の日常生活や事業活動に起因しています。特に資源やエネルギー消費の増大は、天然資源の枯渇、地球温暖化の進行を引き起こし、市民の生活にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

このような状況の中、家庭における環境負荷の低減に対する取組は極めて重要であり、市 民レベルでの着実な取組を進めていく必要があります。

#### 【目指す方向】

廃棄物の排出抑制やリサイクルをはじめとする資源の循環的利用に積極的に取り組むとと もに、二酸化炭素等、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践し、循環型・低炭素社 会の実現を目指します。

### 【これまでの主な取組】

クリーンエネルギーの導入や新エネルギーの普及、意識啓発等による地球温暖化防止対策の 推進

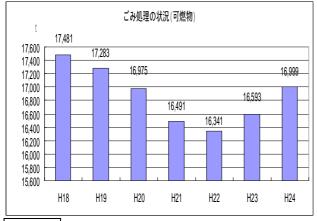
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助、電気自動車急速充電器整備(クリーンピア射水)
- ・バイオマスタウン構想の策定、堆肥化施設の整備、廃食用油燃料化プラントの整備と公共 施設での使用、未利用バイオマス「もみ殻」を普通肥料化する新技術を開発し特許を出願
- ・射水地球温暖化対策推進市民会議の運営、いみず環境チャレンジ 10 事業の実施、公共施設 のグリーンカーテン設置

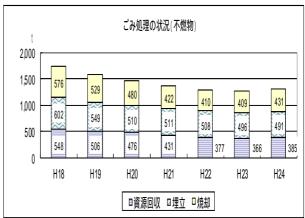
廃棄物等の適正処理を行うための施設整備

- ・野手埋立処分所の整備
- ・旧ごみ焼却施設の解体及び溶融スラグストックヤードの建設

### 【参考となる指標、データ】[資料:環境課]

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)	
ごみ排出量の削減率 (基準年度 H18)	5.0 %	10.0 %	6.2 %	
リサイクル率	20.0 %	18.2 %	23.2 %	





安心部会

地球温暖化や廃棄物問題をはじめとする今日の環境問題の多くが市民の日常生活 や事業活動に起因しています。特に資源やエネルギー消費の増大は、天然資源の枯渇、 地球温暖化進行の要因ともなり、市民の生活にも深刻な影響を及ぼすおそれがありま す。

東日本大震災、福島原発事故を受け、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりのため新たなエネルギー政策及び更なる地球温暖化対策が求められています。循環型社会・低炭素社会の構築に向け、太陽光発電、風力発電、小水力発電や、地域の未利用資源であるバイオマス等を利用した自立分散型の再生可能エネルギーの導入促進が課題とされています。

また、循環型社会の構築に向けては、更なるごみの減量化及びリサイクルを進める ため、小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります。

さらに、地域や家庭における環境負荷の低減に対する取組は極めて重要であり、市 民レベルでの着実な取組を進めていく必要があります。

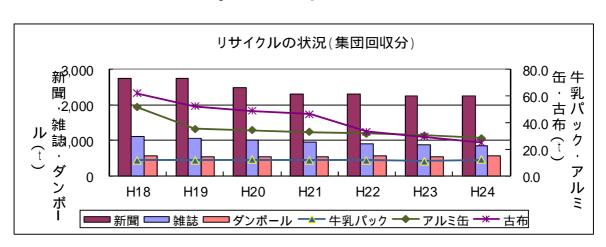
### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

東日本大震災、福島原発事故を受けて、太陽光発電、バイオマスなど新たなエネルギーの普及、促進をする必要がある。

バイオマス燃料については、これまでの地球温暖化対策の観点から、事業化、新 産業化としての取組へ重点が置かれている。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行(平成 25 年 4 月 1 日)により小型家電の分別、再資源化の促進を図ることとなった。

### 【参考となる指標、データ】[資料:環境課]



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新聞	2,746.3	2,760.2	2,489.2	2,298.3	2,319.8	2,260.4	2,259.3
雑誌	1,117.3	1,068.9	1,003.7	945.9	909.7	876.0	845.5
ダンボール	563.1	547.3	534.5	539.0	560.4	546.7	557.9
牛乳パック	11.6	11.8	12.1	11.7	11.6	11.1	12.2
アルミ缶	51.7	35.3	34.3	32.8	31.8	30.6	28.3
古布	61.9	52.3	49.0	46.5	33.2	29.6	25.0

第4部 快適で安心して暮らせるまち

第2章 快適で利便性の高いまちづくり

第3節 公共交通網の整備

(計画書 143 ページ)

#### 【現況と課題】

本市では、JR、万葉線、路線バスが運行されるとともに、コミュニティバスが市内全域 を網羅し、市内どこへでも出向くことが可能となっています。また、北陸新幹線の平成26 年度末の開業に伴い、新幹線の新高岡駅(仮称)と富山駅に近接している地理的優位性から、 大都市圏との往来が迅速化され、産業や観光面での相乗効果が期待されています。その一方 で、利用客の減少による民間路線バスの運行縮小や、北陸新幹線の開業に伴う並行在来線(北 陸本線)の問題など、本市における公共交通に関する課題が顕著になっています。

このような状況の中、交通弱者の社会参加を促し、また、公共交通空白地域を埋めるコミュニティバスの充実や各公共交通機関の連携の強化等により、利用者にとってより便利な交通ネットワークの充実・強化が求められています。また、北陸新幹線開通によるストロー現象 1を招かないための魅力あるまちづくりや、市民の通勤・通学の足である北陸本線の安定的な運営の確保が求められています。

#### 【目指す方向】

関係機関と連携しながら、北陸本線、万葉線及び民間路線バスの存続、活性化に努めるとともに、コミュニティバスの充実と各種公共交通機関相互の連携強化を図り、交通弱者の社会参加促進や公共交通空白地の解消等を目指します。また、北陸新幹線の長野 - 金沢間の開業及び大阪までの全線整備の早期実現を目指し、関係機関への支援や働きかけを推進するとともに、北陸新幹線新高岡駅(仮称)への交通ネットワークづくりに努めます。

#### 【これまでの主な取組】

#### 北陸新幹線の建設促進

- ・沿線自治会等が実施する環境整備への補助
- ・関連市道の整備

#### 公共交通対策

- ・市全域でのコミュニティバスの運行(全 18 路線)及び各路線の検証、デマンドタクシーの運行(H23.6~)
- ・万葉線施設設備整備費補助(停車場施設整備、線路整備、車両補修等)
- ・越中大門駅前自転車駐車場整備

並行在来線対策(第3セクター会社への出資)

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)	
コミュニティバス乗車人数	418,982 人	404,132 人	450,000 人	
万葉線乗車人数	1,140,128 人	1,244,832 人	1,170,000 人	

利用客の減少による民間路線バスの運行縮小や、北陸新幹線開業に伴う、<u>あいの風</u>とやま鉄道の開業等、本市の公共交通をとりまく環境は大きく変化しています。

このような状況の中、高齢者等の社会参加を促し、また、公共交通空白地域を埋めるため、<u>コミュニティバス等</u>の充実や各公共交通機関の連携の強化等により、利用者にとってより便利な交通ネットワークの充実・強化が求められています。しかし、<u>将来にわたり持続可能な公共交通として維持していくためには、運行経費の負担が大きな課題となっています。</u>加えて、市民の通勤・通学の足である<u>あいの風とやま鉄道</u>の安定的な運営の確保が求められています。

\_<u>また、北陸新幹線の開業を控え、新幹線駅から本市へのアクセスとなる二次交通</u>、 三次交通対策が課題となっています。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

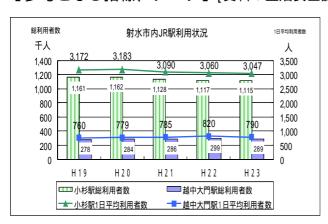
コミュニティバスによる公共交通網を全市にわたって整備したが、利用状況、コスト等を踏まえ新たに運行形態を考えていく必要がある。

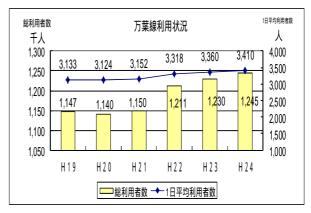
平成23年6月から大島地区及び大門地区では、新たな公共交通形態であるデマンドタクシーを運行しているが、大島地区での新庁舎整備を機に、地域特性や利用状況、コスト等を踏まえ、地域全体の公共交通体系について再考する必要がある。

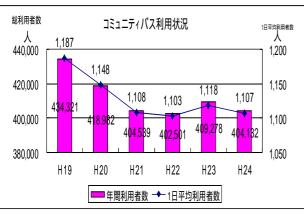
あいの風富山鉄道の開業に伴い、利用客の増や拠点化に向けた小杉駅や越中大門駅 の駅舎及び駅周辺の整備について検討する。

新幹線開業に伴い、新幹線駅から本市へアクセスとなる二次交通、市内各地を結ぶ 三次交通といった公共交通システムの確立が急務となっている。

#### 【参考となる指標、データ】[資料:生活安全課]







#### デマンドタクシー利用状況(人)

第4部 快 適で安心し

利用者数		1日平均	備考		
H23	7,416	24	H23.6 ~ H24.3		
H24	12,079	33	H24.4 ~ H25.3		

て暮らせるまち

### 第4章 安心して暮らせるまちづくり

第1節 暮らし安全なまちづくりの推進

(計画書 158 ページ)

#### 【現況と課題】

近年、全国的に、公園、駐車場等、住民にとって身近な場所での犯罪が増加しており、子どもが被害者となる事件も増加するなど、治安の悪化に対する不安が広がっています。さらには、消費者を取り巻く環境においても、商品やサービスの複雑・多様化と相まって消費者の知識・認識不足等による消費者トラブルが増加しています。

このような状況の中、植栽による死角の解消や道路等への照明灯の設置等を進め、安心して生活できるまちづくりが求められています。また、消費者の意識改革及び消費生活相談の充実を図り、消費者トラブル防止への対策が必要とされています。

#### 【目指す方向】

関係機関・団体と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、青色回転灯装備車によるパトロール活動等や自主防犯団体による防犯活動の促進、防犯灯の計画的な整備や適正な維持管理を進め、犯罪のないまちづくりを目指します。また、市民一人ひとりが自立した消費者になれるよう啓発活動を行い、トラブルに巻き込まれた消費者に対する消費生活相談の充実を目指します。

### 【これまでの主な取組】

防犯意識の啓発と防犯運動の実施

- ・越中大門駅前自転車駐車場防犯カメラの設置(H20年度)
- ・外国人向け中古車対策(防犯注意看板の設置)
- ・防犯協会活動費補助、青色回転灯パトロール支援
- ・安全なまちづくり推進センター活動費補助、防犯啓発用品の購入及びチラシ等の作成 犯罪防止のための環境整備
- ・防犯灯の設置
- ・公園等の植栽の剪定

消費生活相談体制の強化

・消費生活相談の実施、消費生活センターの設置

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)	
防犯灯整備実施率	43.1 %	73.9 %	100.0 %	

全国的に、公園、駐車場等、住民にとって身近な場所での犯罪が増加しており、<u>子どもが被害者となる携帯電話等を悪用した事件</u>も増加するなど、治安の悪化に対する不安が広がっています。さらには、消費者を取り巻く環境においても、経済情勢の変化、<u>インターネットの普及や高齢化の進展などを背景に消費者トラブルも増々複雑化し、新たな手口の消費者トラブルが増加しています。</u>

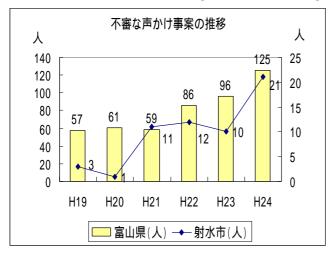
このような状況の中、植栽による死角の解消や<u>防犯灯の設置</u>等を進めるとともに、 新たに防犯カメラの設置について検討するなど、安心して生活できるまちづくりが求められています。特に、各種ネット犯罪に対しては、地域や学校、様々な機関・団体 等がお互いに連携しあって、子どもや高齢者等をネット被害から守る環境作りを推進 していくことが求められています。また、消費者の意識改革及び消費生活相談の充実 を図り、消費者トラブル防止への対策が必要とされています。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

携帯電話やインターネット、携帯端末の普及等に伴う有害な情報の氾濫や、情報の 悪利用から子どもが事件に巻き込まれ被害者となるケースが生じている。

経済情勢の変化、インターネットの普及や高齢化の進展していることにより、新たな手口が増加し、消費者トラブルが増加している。

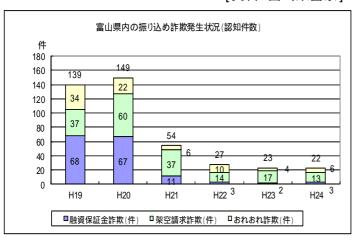
[資料:富山県警察]



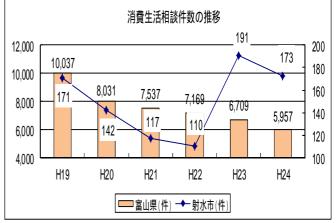
[資料:富山県警察·射水地区防犯協会]

	H20.2.1	H25.4.1
自主防犯団体	39	47
青色回転灯装		
備自動車による		
パトロール団体	12	20

[資料:富山県警察]



[資料:生活安全課]



第4部 快適で安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第2節 災害に強いまちづくりの推進

(計画書 161 ページ)

### 【現況と課題】

近年、本市では、新湊地区の内川沿いにおける高潮や大門地区の和田川沿いの増水に伴う 浸水が発生したり、市街地の周辺部における宅地化の影響で流出する雨水量が増加し、一部 地域で浸水被害が発生しています。また、近隣の地域で大規模な地震が頻発している上、本 市内には、国が公表している「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改 善すべき密集市街地」に該当する地域があるなど、災害に対する不安が高まっています。

このような状況の中、各関係機関と連携し、ハード、ソフト両面からの各種防災対策を推進するとともに、災害発生時における要援護者(高齢者、障害者等)への支援体制の確立を含めた、災害による人的被害・経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があります。また、災害に強いまちづくりを実現するためには、地域ぐるみの防災体制を確立することが不可欠であり、自主防災組織の設立育成に努める必要があります。

#### 【目指す方向】

密集市街地への防災対策や河川整備、浸水対策等を進め、災害予防に重点を置きつつ被災者のこころのケアにも配慮した、迅速かつ円滑な災害応急対策及び適切かつ速やかな災害復旧対策の充実・強化を目指します。また、市民、事業者及び行政が、責任と役割を明確にして連携を図るとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の設立育成、災害時要援護者支援体制の整備に努め、災害に強いまちづくりの確立を目指します。

#### 【これまでの主な取組】

各種災害に対する被害軽減に向けた対策

- ・市地域防災計画の改定
- ・全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備
- ・災害時応援協定の締結

地震・津波災害による「減災」対策の推進

- ・市津波ハザードマップの作成、海抜表示看板等の設置
- ・津波避難ビルの指定及び避難誘導看板の設置

高潮やゲリラ豪雨等による浸水対策の推進

- ・水門及び常設ポンプの自動化・遠隔監視システム整備
- ・雨水ポンプ場、管渠等の整備及び排水ポンプ車の購入

原子力災害による甲状腺被曝(ひばく)の予防対策

・安定ヨウ素剤の備蓄

地域防災力の向上

・自主防災組織の設立及び育成強化、防災講演会の実施、災害備蓄品購入

重点密集市街地における老朽住宅の建替えや公共施設の整備等

・調査及び整備計画の作成、共同住宅建設(放生津地区)

指標項目	計画スタート時(H20)		現況(H24)		目標(H29)	
自主防災組織の組織率	60.8	%	96.3	%	100.0	%
不燃領域率 ( 放生津地区 )	4.1	%	6.5	%	40.0	%
住宅密集度(放生津地区)	89.3	戸/ha	77.8	戸/ha	45.0	戸/ha

富山県内には、多数の断層帯があり、確率は低いものの内陸型地震が発生する可能性は否定できません。また、県が平成24年3月に示した呉羽山断層帯の地震による津波シミュレーションによると、本市にも影響があると想定されています。そのほか、内川沿いの高潮や局地的大雨による市街地周辺での浸水など、風水害による被害も発生しています。

このような状況の中、災害時の被害をできる限り小さくする『減災』の考え方を防災の基本とした取組が重要となっています。自主防災組織の育成強化を図りながら、市民の自主的な防災体制を確立し、行政と地域が一体となって取り組んでいく必要があります。また、民間企業・団体及び他自治体との災害時応援協定を締結するなど広域的応援体制の充実を図りつつ、ハード、ソフト両面を柔軟に組み合わせた各種防災対策を実施するとともに、災害発生時における要援護者(高齢者、障がい者等)への支援体制の確立を含めた、災害による人的被害・経済被害を軽減するための備えに取り組んでいく必要があります。

### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

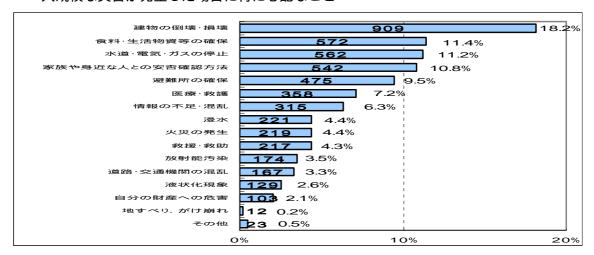
平成23年3月11日に発生した東日本大震災での地震津波被害及び福島第一原子力発電所事故を教訓に、これまでの防災対策を見直しし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視した「減災」対策を講ずる必要がある。

住民自身が「自分の生命は自分で守る」ことを基本とし、行政と地域が一体となって災害時の被害軽減に向けた取組が必要である。

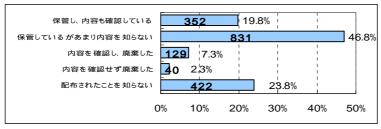
災害時要援護者に対する適切な避難誘導体制及び要援護者、女性等に配慮した施設、 設備の整備、避難所運営等の充実が必要である。

自主防災組織については順調に設立されており、今後は組織の育成強化が重要である。

【参考となる指標、データ】[資料: H24.7 実施 射水市市民ニーズ実態調査] 大規模な災害が発生した場合に特に心配なこと



防災ガイドブック、洪水ハザードマップ、地震防災マップなどの保管状況、内容の確認状況



第4部快適で安心して暮らせるまち第4章安心して暮らせるまちづくり第3節暮らしを守る体制の充実

(計画書 164 ページ)

#### 【現況と課題】

今日の消防需要は、生活様式の変化や超高齢社会の到来に伴い、複雑・多様化しており、 住宅防火対策等の充実や高度な救急業務が求められています。

また、諸外国との国際関係において、万一、武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合に備え、市民への影響が最小となるよう、万全な対策が求められています。

このような状況の中、通常の火災や救急・救助への対応に加え、複雑・多様化する消防需要に対する消防力の確保や、地震等の自然災害への対応、危険物を取り扱う事業所への指導強化が必要とされています。さらには、国民保護計画に沿ったテロ対策、武力攻撃災害等に十分対応できる適切な警防、予防、救急、救助体制等の整備を図る必要があります。

#### 【目指す方向】

各種災害に対応できる専門知識を備えた消防職員を育成するとともに、消防水利や人員の 確保等による消防力の向上、救急救命士、救急隊員の養成及び医療機関との連携強化による 高度な救急・救助体制の充実・強化を進めます。また、市国民保護計画に基づき、武力攻撃 事態等における住民の生命、身体及び財産を保護できる体制の整った安心なまちづくりを目 指します。

#### 【これまでの取組】

救急救命士の養成、救助隊員の高度研修への派遣

#### 消防設備の整備

- ・消防団塚原分団及び海老江分団屯所整備、新湊消防署庁舎整備
- ・消防車両の整備(署・団消防ポンプ車、救急車及び査察車等の更新、はしご車オーバーホール)
- ・消防水利施設の整備(防火水槽の築造、消火栓の新設及び移設、防火水槽の有蓋化)
- ・消防緊急指令システムの部分更新

国民保護計画に基づく、図上訓練、実動訓練及び国民保護フォーラムの実施

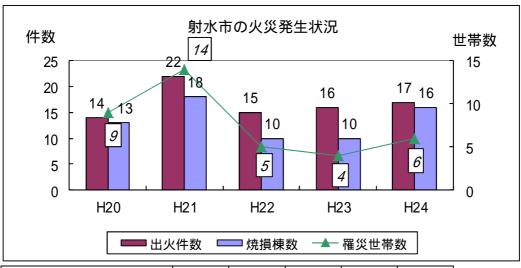
指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)	
消防団員数	705 人	730 人	757 人	
年間出火率	件/万 1.5 人	件/万 1.8 人	件/万 1.8 人	
気管挿管及び薬剤投与が実施 可能な救急救命士数	3 人	12 人	10 人	
応急手当普及員数	8 人	63 人	50 人	

### 現行どおり

## 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】 平成25年4月から消防団員の定年制を導入しており、団員の確保などの消防団の 活性化に引き続き、取り組む必要がある。

### 【参考となる指標、データ】

救急出動の推移[資料:消防本部]



年別		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
区分		11 2 0	11 2 1	11 2 2	11 2 3	1124	
出場件数		2,440	2,546	2,748	2,774	2,872	
		火災	6	22	11	12	10
		自然災害		2		1	6
		水難	7	5	5	6	9
	交通		288	306	316	290	298
出		労働災害		33	42	41	46
出     労働災害       動件     運動競技       数     一般負傷       訳     加害		19	15	12	24	29	
数一般負傷		333	325	386	384	419	
訳	加害 自損行為 急病		11	6	6	11	11
			52	39	37	39	47
			1,425	1,526	1,616	1,648	1,682
	そ	転院搬送	251	253	303	303	297
	6世	その他	15	14	14	15	18
搬送人員		2,324	2,400	2,633	2,596	2,733	
不搬送件数		156	193	181	234	190	

[資料:消防本部]

第4部 快適で安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第4節 雪に強いまちづくりの推進

(計画書 168 ページ)

#### 【現況と課題】

本市では、宅地開発事業の進展や市道の延伸等により、道路除雪延長が年々増加している 一方、委託業者の廃業等により除雪機械やオペレーターの確保が難しくなっています。消雪 施設についても、老朽化が進み、維持管理費が増加している上、新設要望が多くあります。 また、高齢化、核家族化、地域連帯感の希薄化などにより、地域でできる雪対策への対応が 低下しています。

このような状況の中、雪に強いまちづくりを推進するため、除雪機械の確保や消雪施設の整備等を推進するほか、市民自らによる地域ぐるみ除排雪活動が効率的に実施されるよう支援する必要があります。

#### 【目指す方向】

市民と行政の協働による地域ぐるみ除排雪体制の確立に努め、関係機関と連携を取りながら、効率的な除雪作業を行うとともに、消雪施設の整備を推進するなど、無雪害のまちづくりを目指します。

#### 【これまでの取組】

消雪施設の充実及び市全体の消雪整備計画の策定

- ・<u>消雪施設の新設(海老江第1、第2地区、青井谷、中太閤山、南太閤山、山本新、</u> 本江道番地区)
- ・消雪更新工事(小島2区、下村三箇、津幡江、殿村、土田、幸町、栄町、桜町、 港町地区)
- ・消雪施設整備計画策定及び修繕計画設定

市民が主体となった除排雪活動を行える体制の整備

・備品の購入(ショベルローダー、ハンドガイド)

指標項目	計画スタート時(H20)		現況(H24)		目標(H29)	
地域ぐるみ除排雪を実施して いる自治会数 43 自済		自治会	44	自治会	62	自治会
市道の消雪化率	19	%	20	%	21	%

本市では、宅地開発事業の進展や市道の延伸等により、除雪延長(消雪延長を含める。)が年々増加しています。機械除雪については、これまで協力業者の確保に努めてきましたが、廃業や事業縮小に伴い業者の機械台数が減っており、将来的には、協力業者数の減少も想定されます。消雪施設についても、老朽化が進み、維持管理費が増加している上、新設要望が多くあります。また、高齢化、核家族化、地域連帯感の希薄化などにより、地域でできる雪対策への対応が低下しています。

このような状況の中、雪に強いまちづくりを推進するため、除雪機械の確保や消雪施設の整備及び<u>計画的修繕</u>を推進するほか、市民自らによる地域ぐるみ除排雪活動及び地域受託型除排雪事業が効率的に実施されるよう支援する必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

消雪施設の集中管理システムの構築を計画していたが、消雪施設の老朽化が激しく、 安定的に稼動させるための計画的な修繕が優先課題となっている。

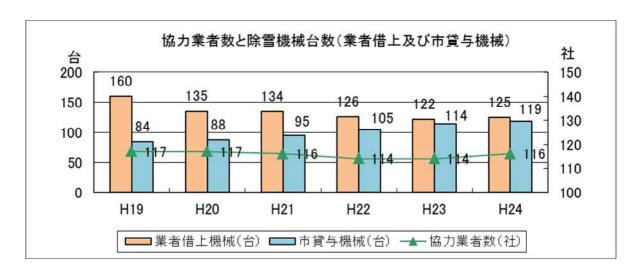
平成23年度から除雪対象市道の除排雪について、建設業者等に加えて、地域振興会、自治会又は町内会等が受託して行う地域受託型除排雪事業を実施している。

### 【参考となる指標、データ】

機械除雪延長と消雪路線延長(市道)[道路・河川管理課]

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市道延長(km)	822.8	826.5	830.9	833.4	835	838.1
機械除雪延長(km)	510.5	512.2	510.4	511.7	513.3	512.6
消雪路線延長(km)	153.0	156.9	160.8	163.3	165.1	167.2
除雪延長合計(km)	663.5	669.1	671.2	675.0	678.4	679.8
除雪率	80.64%	80.96%	80.78%	80.99%	81.25%	81.11%

[資料:道路・河川管理課]



第4部 快適で安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第5節 交通安全対策の推進

(計画書 170 ページ)

#### 【現況と課題】

全国的な傾向として、高齢ドライバーや若年ドライバーによる交通事故や交通死亡事故が増加しており、特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっています。また、シートベルトの未着用が死亡事故につながるケースも増加しています。悲惨な交通事故を無くし、安全な生活環境を守るということから、市内の各所で信号機や横断歩道、各種規制に係る道路標識・表示、道路照明灯の設置が要望されています。

このような状況の中、交通事故の撲滅に向けた市民への交通安全意識・思想の普及や道路環境、適切な交通安全施設の整備による交通事故防止策を進める必要があります。

### 【目指す方向】

関係機関・団体と連携し、高齢者の交通事故防止対策と若年ドライバーを対象とした安全教育の推進、チャイルドシートの正しい利用を含めたシートベルト着用の徹底を図るなど、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を目指します。また、適切な交通安全施設の整備を推進し、歩行者及び通行車両にとって安全な道路交通の確保を目指します。

### 【これまでの取組】

交通安全知識の普及

- ・交通安全教室の実施、交通安全教育指導員の設置、運転免許自主返納支援 交通安全施設の整備
- 道路反射鏡、防護柵、区画線及び道路照明灯の設置、交通安全施設の修繕

指標項目	計画スタート (H20)	·時	現況(H2	4)	目標(H2	9)
交通事故件数 / 死者数	581	件	431	件	400	件
文 <b>迪</b> 争以什 <b>双</b> / <b>光</b> 自奴	5	人	1	人	4	人
交通安全教室受講者数	6,318	人	4,450	人	7,000	人

全国的な傾向として、高齢ドライバーや若者ドライバーによる交通事故や交通 死亡事故が増加しており、特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっています。また、シートベルトの未着用が死亡事故につながるケースも増加しています。悲惨な交通事故を無くし、安全な生活環境を守るということから、市内の各所で信号機や横断歩道、各種規制に係る道路標識・表示等、<u>交通安全施設</u>の整備が要望されています。

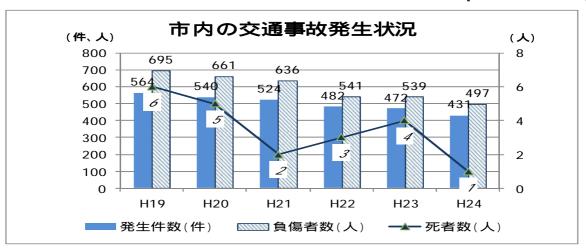
このような状況の中、交通事故の撲滅に向けた市民への交通安全意識・思想の 普及や道路環境、適切な交通安全施設の整備による交通事故防止策を進める必要 があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

近年、各学校の統廃合により、通学路や通学方法の変更など交通環境の変化が生じ、 新たな交通安全対策が必要となっている。

### 【参考となる指標、データ】





### 富山県の交通事故死者数等の推移[資料:富山県警察]

	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
死者数(人)	63	58	59	58	50	47
高齢者(人)65歳以上	34	37	37	34	27	21
若者(人)16~24歳	6	3	6	5	3	2
高齢死者率(%)	54	63.8	62.7	58.6	54	44.7
若者死者率(%)	9.5	5.2	10.2	8.6	6	4.3

# 「施策の大綱」別 計画の体系 【元気部会】

政策(章) 施策(節) (施策の内容) 第3部 元気で活気あふれるまち 第1章 新しい価値を生み出すまちづくり 一第1節 射水ブランドの創造 射水ブランドの確立・発信 射水商品ブランドの育成 射水商品ブランドのPR ・第2節 魅力ある観光の振興 観光資源の活用・充実 観光振興体制の充実 もてなしの心の醸成 第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり ― - 第1節 新産業の育成 新たな成長産業の創造 学術研究機関との連携 第2節 活力ある工業の振興 企業育成の推進 地域社会との連携の構築 企業誘致の推進 - 第3節 にぎわいのある商業の振興 -経営基盤の強化と近代化 商店街活性化事業支援の充実 商工団体の組織強化への支援等 第3章 豊かな大地に根ざすまちづくり ー第1節 たくましい農業の推進 活力ある農業の推進 農業生産基盤整備の推進 第2節 森林の育成と林業の振興 多機能を持つ森林・林業の育成 ふれあい空間「里山」の整備 - 第1節 活気あふれる漁業の振興 海業経営の安定化 第4章 豊かな水産資源を生かしたまちづくり ― つくり育てる漁業の充実 漁業生産基盤の整備 -第2節 水産流通加工業の振興 販路拡大・加工技術の近代化 第5章 だれもがいきいきと働くまちづくり ------第1節 担い手育成の促進 人材の育成と確保 労働力の確保 ・第2節 雇用対策の充実 雇用環境の変化への対応 職業能力の開発 -第3節 勤労者福祉の充実 働きやすい環境の整備 第4部 快適で安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり --- 第1節 特性を生かした土地利用の推進 -秩序ある土地利用の推進 地籍調査の推進 -第2節 個性あるまちづくりの推進・ 市街地活性化の推進 港湾機能の整備 海岸の整備と活用の推進 みなとまちづくり方策の推進 -第4節 地域をつなぐ道路網の整備<sup>-</sup> 機能的でうるおいのあるみちづくり 幹線道路の整備 広域幹線道路の整備 北陸新幹線開通に向けた交通体系の整備 第3章 快適で住みよいまちづくり ニーズに応じた住宅環境の確保 第1節 魅力的な住宅環境の充実 -定住対策の推進 土地区画整理の促進 生活環境のバリアフリーの推進 -第2節 住みよい生活環境の推進 -緑豊かな環境と公園整備の推進 - 第3節 生活を支える上水道の充実-安全・安心な水の供給 安定給水と災害対策の充実 事業運営基盤の強化 - 第4節 水環境を守る下水道の整備 -汚水処理整備の推進 下水道施設の機能維持 雨水処理対策の充実 水環境創造の推進

第1章 新しい価値を生み出すまちづくり

第1節 射水ブランドの創造

(計画書 106 ページ)

### 【現況と課題】

本市には、優れた特産品や豊かな自然等魅力ある地域資源が多くありますが、全国的に認知されたものはごく一部であり、知名度の課題があります。

このような状況の中、平成18年度に策定した「射水ブランド基本計画」に基づき、射水の魅力を再発見するとともに新たな地域資源を掘り起こし、射水ブランドとして全国に発信していく必要があります。

### 【目指す方向】

市民一人ひとりが、射水の魅力ある地域資源を認識し、全国へ発信できるような取組を進めるとともに、地域イメージのブランド化を推進します。

また、関係機関や団体等と連携しながら、特産品を使用した射水商品ブランドの開発や育成を促進します。

#### 【これまでの主な取組】

射水ブランドの確立・発信

- ・観光・ブランド推進会議の開催、ブランド啓発パンフレットの作成等
- ・各種物産展等による特産販売・情報発信
- ・ホームページのほかブログやツイッター等の SNS の活用、ロゴマークの普及・啓発
- ・いみず"食"ブラッシュアップ事業補助

射水商品ブランドの開発、育成等の推進

・射水ブランド商品開発等支援補助

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
地域ブランド調査 魅力度	638 位	620 位	500 位

本市には、優れた特産品や豊かな自然等魅力ある地域資源が多くありますが、全国的に認知されたものはごく一部であり、<u>知名度を高めていかなければなりません。</u>

平成23年度末に策定した「射水市観光・ブランド戦略プラン」に基づき各種事業を展開し、地域イメージの向上を図りながら、射水ブランドを全国に発信していく必要があります。

# 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

「射水ブランド推進計画」の計画期間が平成 23 年度で終了し、平成 2 4 年度から観光振興の要素も加えた「射水市観光・ブランド戦略プラン」がスタートした。今後、射水ブランドロゴマーク及びキャラクターの活用を更に進めていく必要がある。

第1章 新しい価値を生み出すまちづくり

第2節 魅力ある観光の振興

(計画書 108 ページ)

### 【現況と課題】

本市には、県内でも上位の観光客入込数を誇る海王丸パークや県民公園太閤山ランド等魅力ある観光拠点がありますが、近年入込数は減少傾向となっています。

また、地域の歴史・文化に根づいた祭りや伝統芸能、市民に親しまれているイベントも多くあるものの、観光資源が一体となっていないことや、市内に宿泊施設が少ないことなどから通過型の観光となっています。

今後、東海北陸自動車道や北陸新幹線の開通により、首都圏及び中京圏からの交流人口の 増加が大いに見込めることから、豊かな観光資源の活用、関係機関と周辺市との連携による 広域観光の推進等、様々な観光施策を進める必要があります。

また、富山新港の東西埋立地を結ぶ臨港道路富山新港東西線いわゆる新湊大橋は、日本海側最大級の斜張橋という観光資源としての役割も担うことが可能であるため、周辺の既存観光資源との連携が必要です。

### 【目指す方向】

射水市を広くアピールできるよう、臨海部等の新たな観光資源や拠点の整備、既存資源の活用やイベントとの連携、各種マスメディアを通じた情報発信やPR活動を推進します。また、広域観光のネットワークを活用して滞在型観光となるよう魅力ある観光ルートの開発を進めます。

本市を訪れる人々に「来てよかった」、「また来たい」と思ってもらえるように、市民と観 光関連団体等が一体となって「もてなしの心」の醸成を図ります。

### 【これまでの主な取組】

観光資源の活用・充実(イベント、祭りの開催や観光施設の整備等など)

- ・新湊まつり、小杉みこし祭り、越中だいもん凧まつり、新湊カニかに海鮮白えびまつり、 各曳山まつり、獅子舞競演会、太閤山フェスティバル他
- ・帆船海王丸の保存(船体整備/H24年度)、曳山格納施設の整備補助
- ・新湊大橋のライトアップ(アプローチ部照明設置/H24年度)

各種の観光 PR、広域的な連携を含めた観光振興体制の充実

・越中・飛騨観光圏協議会事業の実施、観光大使、観光物産 PR 事業、物産展等への参加支援

観光ボランティア団体の育成等を通じた、もてなしの心の醸成

・観光ボランティアの育成補助

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況 (H24)	目標 (H29)
海王丸パーク周辺入込数	798,400 人	999,600人	1,000,000人
観光施設、まつり、イベン ト入込数	3,106,060人	3,969,131人	3,450,000人

本市には、県内でも上位の観光客入込数を誇る海王丸パークや県民公園太閤山ランド等魅力ある観光拠点があります。

また、地域の歴史・文化に根づいた祭りや伝統芸能、市民に親しまれているイベントがありますが、観光資源が一体となっていないことや、市内に宿泊施設が少ないことなどから滞在時間が短い通過型の観光となっています。

<u>日本海側最大級の斜張橋「新湊大橋」の完成は、東西埋立地の賑わいを創出してお</u>り、この賑わいを市内全域へ波及させる取組が必要となっています。

また、平成27年の北陸新幹線の開業により首都圏からも観光客の増加が見込まれることから、「射水市観光・ブランド戦略プラン」に基づき各種事業を展開し、滞在型観光や広域観光を推進するとともに、魅力的な地域資源を発掘・活用し、交流人口の増加を図っていく必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

新湊大橋の開通(平成24年9月に車道部、平成25年6月自転車歩行者道が開通)に伴い観光客は増加しているが、今後、その滞在時間を増やし地域の活性化につなげる方策が求められている。

平成 24 年度には、海王丸パークが NPO 法人地域活性化支援センターから、「恋人の聖地」に認定された。

「射水ブランド推進計画」の計画期間が平成 23 年度で終了し、平成 2 4 年度から観光振興の要素も加えた「射水市観光・ブランド戦略プラン」がスタートした。 グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、スポーツツーリズムなどのニューツー リズムが注目されており、進めていく必要がある。

新湊大橋や海王丸パーク周辺の土地の有効活用が求められている。

新湊大橋自転車歩行者道の活用や夜間のライトアップ時の観光施策なども取り 入れる必要がある。

近年、観光振興のひとつの手段として、スポーツツーリズムと称して、スポーツイベントを活用した観光客の誘致が注目されている。本市においては、カターレ富山やグラウジーズ等、プロスポーツを始め各種大会の開催について支援を行っている。また、北陸新幹線開業を機として、フルマラソンの「とやまマラソン(仮称)」が計画されていることもあり、積極的にスポーツイベントを活用して交流人口の拡大を図ることが必要であると考える。

第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり

第1節 新産業の育成

(計画書 112 ページ)

### 【現況と課題】

本市には、富山県立大学を始めとする県の研究機関、富山商船高等専門学校、さらには近畿大学水産研究所富山実験場等多くの学術研究機関があり、平成18年には、富山県立大学と幅広い分野で包括的な連携・協力関係を推進するための協定を締結しています。

このような産学官の連携を活用・促進することにより、高度な先端技術を駆使した創造的な企業活動ができる環境づくりに努め、さらには新製品開発やベンチャー企業等への支援体制を整備する必要があります。

### 【目指す方向】

技術革新、国際化、情報化に対応した新たな産業づくりを進めるために、新製品を開発しようとする中小企業を育成・支援します。

## 【これまでの主な取組】

#### 産学官連携の推進

・創造的な企業活動ができる環境づくりのため、学術研究機関との連携を推進した。 (産学官連携への補助)

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
産学官共同研究の年間件数 (県立大学)	7 件	7 件	15 件

本市には、富山県立大学を始めとする県の研究機関、<u>富山高等専門学校</u>、さらには近畿大学水産研究所富山実験場等多くの学術研究機関があり、平成18年には富山県立大学と、<u>平成23年には富山高等専門学校と</u>幅広い分野で包括的な連携・協力関係を推進するための協定を締結しています。

このような<u>状況の中、若者の情熱や斬新な発想等を取り入れ、</u>産学官の連携を活用・推進することにより、<u>各研究機関や大学が持つ先端技術を企業に活かす</u>環境づくりに努め、さらには新製品開発やベンチャー企業等への支援体制を整備する必要があります。

【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

平成23年7月に富山高等専門学校と包括協定を締結した。

近畿大学水産研究所富山実験場の研究支援を受けてのサクラマス養殖実証実験及びアナゴ養殖の実施

第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり

第2節 活力ある工業の振興

(計画書 114 ページ)

#### 【現況と課題】

富山新港背後地に、アルミ・木材関係を中心に広大な臨海型工業地帯を形成しており、平野部でも、企業団地がバランスよく配置されています。

このような状況の中、企業誘致を促進するため、企業の人材育成、経営の合理化、設備の 高度化等を促進するとともに、立地環境整備、会社訪問等による誘致活動、優遇制度の拡充 を図る等活力あるまちづくりに努める必要があります。

### 【目指す方向】

既存企業団地を整備・充実することにより、企業の立地を促進し、雇用機会の創出、地域 産業の活性化を図ります。また、企業と地域社会との連携を図り、働く人々の地域活動への 参加や企業の福利厚生施設の活用を進めます。

### 【これまでの主な取組】

融資制度や信用保証制度の活用等による企業育成の推進

・事業所への融資を円滑に行うための市内金融機関への資金預託、資金保証料助成金の拡充、ISO 認証を取得した事業所への助成(~H23 年度)

企業への情報発信や助成等による企業誘致の推進

・企業立地セミナーへの参加、企業動向アンケート調査の実施、企業立地奨励事業助成、 雇用創出企業立地支援事業助成

株式会社プレステージ・インターナ<u>ショナルの誘致を実現</u>

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
事業所数	302 箇所	- 箇所	320 箇所
従業員数	12,501 人	- 人	13,100 人
製造品出荷額等	5,616 億 8,517 万円	- 億円	5,400 億円
企業団地の分譲率	90.1%	90.9%	100%

市内にある工業団地は、依然として未売却の土地があるものの、一方では、敷地 の拡大や新たな工業団地の造成を求める声があります。

<u>こうした状況の中、未売却地への企業誘致を推進するため、企業動向の把握や企業立地優遇制度の充実に努めるとともに、新しい工業団地や敷地の拡張、更には幅</u>広い業種の受入れについても、調査と研究を行う必要があります。

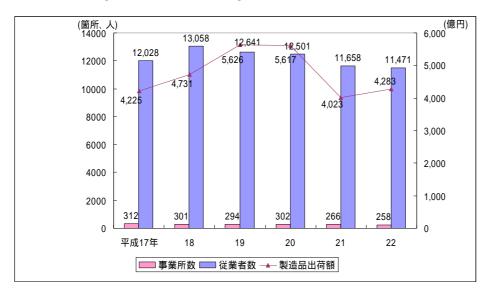
また、企業の人材育成、経営の合理化、設備の高度化等を促進していく必要もあります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

市内にある10か所の工業団地のうち、5か所の工業団地が完売となっており、 新たな工業団地の造成を検討する必要がある。

# 【参考となる指標、データ】

工業の推移[資料:工業統計調査]



市内工業団地の状況[資料:港湾・企業立地課]

(面積単位: h a)

工業団地名	工業用地 面積(A)	平成 24 年度末 売却済面積(B)	分譲率
稲積リバーサイドパーク(射水市稲積)	5.9	2.2	37.3%
大島企業団地 (射水市北高木)	11.9	9.4	79.0%
七美工業団地 (射水市七美)	7.2	5.8	80.6%
富山新港臨海工業団地	426.8	415.7	97.4%
売却中団地合計	451.8	433.1	95.9%
小杉流通業務団地	30	30	100.0%
広上工業団地	9.2	9.2	100.0%
大門企業団地	19.8	19.8	100.0%
白城台工業団地	3.6	3.6	100.0%
針原企業団地	17.1	17.1	100.0%
完売団地合計	80.1	80.1	100.0%
小杉インターパーク	32.7	0.0	0.0%
市内全域の工業団地	564.6	513.2	90.9%

第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり

第3節 にぎわいのある商業の振興

(計画書 116 ページ)

#### 【現況と課題】

市内各地区に商店街が点在し、商工会議所と商工会が地域事業者の振興に協力しています。 郊外型大規模小売店の進出や消費者の購買動向の変化等から、小売業商店数が減少してお り、商店街としての機能の低下が見られます。

このような状況の中、各商店街が活性化するよう関係団体と連携し、商業者が主体となった賑わいのある商店街づくりを創出する必要があります。

#### 【目指す方向】

商工会議所、商工会等関係団体との連携のもとに、商店街の活性化等、商業の振興に努めます。また、魅力ある商店街を形成し、海王丸パークや太閤山ランドからの観光客を呼び込み、消費者に満足される商店街を目指します。

### 【これまでの主な取組】

市内1商工会議所、1商工会の体制づくりの支援と組織・財政基盤の強化

- ・射水商工会議所、射水市商工会への助成
- いみずの魅力発信事業補助金等による商店街等の活性化促進
- ・内川にぎわい創出事業補助、がんばる商店街支援事業補助
- 消費意欲向上、地域経済の活性化促進
- ・いみず元気にせんまい券(10%のプレミア付き地域商品券)の発行

### 【参考となる指標、データ】

指標項目	平成 19 年	現況(H24)	目標(H29)
商店数	1,301 箇所	1,411 箇所 (H21)	1,400 箇所
商品販売額	3,245 億 5,052 万円 (平成 19 年)	-	2,800 億円

(資料) 平成19年:商業統計調査、平成21年:平成21年経済センサス-基礎調査 経済センサス-基礎調査は、商業統計調査とは異なる手法で実施したことから、その差がすべて増加・減少を示すものではない。

郊外型大規模小売店の進出、地域商店経営者の高齢化と後継者不足などにより、閉店を余儀なくされるなど、商店街の賑わいが失われつつあります。

また、合併前の市街地が各地域に散在し、中心となる市街地が特定できない状況であり、今後のまちづくりを進める上で課題となっています。

このような状況の中、<u>魅力的な商店街となるよう、</u>関係団体と連携し、商業者が主体となった賑わいのある商店街づくりを創出する必要があります。

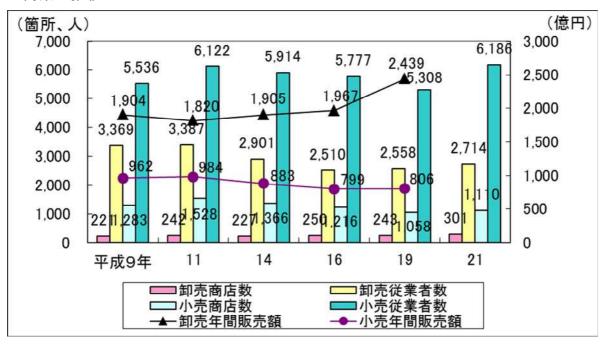
### 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

前回計画の施策には中心市街地活性化基本計画の策定が記載されているが、本市市街地は各地域に散在しており、中心となる市街地を特定できない状況である。全国的にも同様のケースがあり、複数の中心市街地を設定することも可能であるが、「上手くいかない」や「計画していない」の意見があった。

旧4町村にそれぞれあった商工会が平成20年4月1日に合併し、射水市商工会が 発足した。

#### 【参考となる指標、データ】

#### 商業の推移



資料:商業統計調査(平成21年のみ平成21年経済センサス-基礎調査)

経済センサス - 基礎調査は、商業統計調査とは異なる手法で実施したことから、その差がすべて増加・減少を示すものではない。

第3章 豊かな大地に根ざすまちづくり

第1節 たくましい農業の推進

(計画書 118 ページ)

### 【現況と課題】

農業を取り巻く状況としては、新たな経営安定対策が実施され、担い手の育成や環境保全 を重視した農業が進められています。

本市では農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加等が懸念され、ほ場整備は、ほぼ完了しているものの、小規模区画が多いことから担い手(認定農業者、法人、集落営農組織等)への農地の集積や農業経営の合理化の障害となっています。

また、農業水利施設についても建設から相当年数が経過しており、更新が必要な時期となっています。

このような状況の中、農業経営の安定化を図るため、担い手への農地の集積を促進し、生産から流通まで一貫した体制を構築するとともに、ほ場のさらなる大区画化を進める必要があります。

また、無秩序な農地の転換を抑制し優良農地を保全するとともに、農業水利施設を適正に維持管理する必要があります。

さらに、消費者の食品への安全志向が高まっていることから、農作物の安全性に配慮した 環境にやさしい農業を推進する必要があります。

#### 【目指す方向】

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、意欲のある担い手への農地の集積や、合理 的な農産物の生産・販売体制及び地産地消を促進するとともに、ほ場の大区画化や農業水利 施設の保全向上対策を推進します。

### 【これまでの主な取組】

持続性の高い農業生産方式の確立や園芸特産物の育成等による活力ある農業の推進

・小杉ライスセンター施設増強、新湊育苗センター稚苗出荷施設能力増強、麦・大豆の作付け助成、生産調整対策助成、1億円産地づくり条件整備事業補助、園芸作物等特産振興補助(ねぎ、枝豆、こまつな等)園芸作物等施設整備補助(もも用防風ネット)

農業の省力化や農業経営合理化のための農業生産基盤整備推進

- ・経営体育成基盤整備(土合、広上、水戸田地区)、農業基盤整備促進事業(畦畔除去、暗渠排水整備補助)、農地・水保全管理支払交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援(小杉西、北野・若杉、島、黒河東、生源寺、黒河西、八幡川左岸)、ため池等整備(板谷、六箇用水)
- ・国営施設機能保全事業(施設の長寿命化/射水平野地区)

有害鳥獣対策協議会への農業被害防止対策委託支援

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
担い手への農地集積率	76.7%	77.9%	80%
高品質な米の出荷割合	96.5%	90.9%	95%
エコファーマー	246 人	258 人	300 人
ほ場整備率	57.2%	62.8%	64%
園芸作物の生産量	722.5 t	502.0t	826 t

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の 増加等、大変厳しい状況にあることから、新たな経営安定対策を実施するとともに、 担い手(認定農業者、法人、集落営農組織等)の育成や農地の集積等が求められて います。

本市では、小規模区画の農地が多いことから、農業経営の効率化の障害となっています。また、農業水利施設の老朽化が進み、更新が必要となっています。

このような状況の中、農業経営の<u>効率化・</u>安定化を図るため、担い手への農地の 集積を促進し、ほ場のさらなる大区画化を進めるとともに、<u>複合経営や6次産業化</u> を推進する必要があります。

また、<u>優良農地を確保するとともに、</u>農業水利施設を適正に維持管理する必要があります。

さらに、消費者の食品への安全志向が高まっていることから、農作物の安全性に 配慮した環境にやさしい農業を推進する必要があります。

また、近年鳥獣による農業被害が拡大していることから捕獲活動の強化や被害防止施設整備等の被害防止対策を効果的に進める必要があります。

## 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

政府の農地集積目標を80%と設定、県段階で農地の中間的受け皿機関の設置に向けた動き、今後10年間で農業所得倍増、H26から新たな経営安定対策を実施「直売所・インショップの活用」並びに「6次産業化(生産、加工、販売の一貫体制)の推進」

全国の農業用排水路や用排水機場等の農業水利施設のうち、国営及び県営事業により造成された基幹的な施設において、耐用年数を迎える施設数は、平成10年から20年の10年間で約2倍に増加していることから、施設の機能を確保するための適切な維持管理が一層求められている。

野生鳥獣の生息区域が拡大し、農作物被害が深刻化・広域化したことから、地域 ぐるみの被害防止活動への支援が求められています。

#### 【参考となる指標、データ】

専業兼業別農家数及び農家世帯員数の推移[資料:農林業センサス]



第3章 豊かな大地に根ざすまちづくり

第2節 森林の育成と林業の振興

(計画書 120 ページ)

### 【現況と課題】

本市の森林面積は、1,178ヘクタール(森林率:11パーセント)となっています。 近年、林業の衰退による森林の荒廃により、生態系に変化が生じ、野生鳥獣保護や水土保全 機能等の本来の森林が果たす多面的機能の低下が懸念されています。

このような状況の中、森林が有する公益的な機能の発揮のため、森林整備と森林資源の利用を推進し、自然との共生を図る必要があります。

#### 【目指す方向】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、期待される機能に応じて、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、それぞれ望ましい森林の姿に向けた適切な整備や保全管理を進めます。

### 【これまでの主な取組】

森林の有する多面的機能を発揮させるための、望ましい森林の姿に向けた適切な整備等の推進

・施業地域の明確化、歩道・作業道の点検、改良

自然を生かした交流拠点としての、ふれあい空間「里山」の整備推進

・自然歩道等整備、里山再生整備(伐採、歩道)、草刈り十字軍等による森林整備

指標項目	計画スタート時 (H20)	現況(H24)	目標(H29)
林業就業者数	5人	14 人	11人
市民参加による森づくりの 年間延べ参加人数	151 人	87 人	200人
里山林の整備面積	1.4ha	3.0ha	10ha

森林は、土砂災害の防止、水資源を蓄える働き、生物多様性の保全及び空気をきれいにする等の多面的機能を有しており、日常の生活と深くかかわっています。

<u>しかし、林業の衰退や適正な管理が不十分であるため、荒廃した森林が増加して</u> います。

<u>さらに、地球温暖化防止など環境問題の意識が高まっていることから、森林の果</u>たす役割(公益的機能)が期待されています。

<u>このことから、今後とも森林の有する多面的機能を発揮させるため、里山やみどりの森の再生を継続的に行い、緑豊かで健全な森林として次世代へ引き継ぐ必要があ</u>ります。

【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】 次の施策について、引き続き進めていく必要がある。

- ・間伐材を使う政策
- ・公共建築物の国産材、県産材の利用。市内製材業者への県産材加工製品の製造、 販売体制に向けた支援
- ・地球温暖化防止など環境問題の意識が高まっている。

第4章 豊かな水産資源を生かしたまちづくり

第1節 活気あふれる漁業の振興

(計画書 122 ページ)

#### 【現況と課題】

漁業生産の基地、水産物流通の拠点として漁港の整備が進められている一方、水産資源の 減少や燃油価格の高騰等により、漁業を取り巻く環境は、より一層厳しくなっています。

このような状況の中、水産資源の回復を図り、消費者の食への安全・安心の意識の高まりに対応した衛生管理の体制を強化するとともに、漁港施設と市街地や主要幹線との連携強化を図る必要があります。

#### 【目指す方向】

水産資源の研究、稚魚の放流、養殖技術の研究及び漁場環境保全を通した水産資源回復の 取組に対する支援を図ります。また、他産地との差別化を推進することによる高付加価値化 を図り、漁業経営の安定に努めます。さらには、地産地消を推進するとともに、より一層の 魚食普及を図り消費の拡大に努めます。

#### 【これまでの主な取組】

水産資源の増殖のための、つくり育てる漁業の充実

- ・近畿大学水産研究所富山実験場研究支援
- ・稚魚の放流(トラフグ、ヒラメ等)及び中間育成(アユ)の実施
- ・サクラマス養殖事業化に向けての実証実験の実施
- ・アナゴ養殖の実施
- ・海岸での藻場の再生事業の実施

産学官連携による漁業技術の開発支援等を通じた経営基盤強化

・いみずマリンバイオテクノロジー研究協議会補助(イワガキの栽培研究)

共済事業等保険掛金の一部助成

・漁獲共済掛金や漁船保険掛金の一部助成

漁港機能の高度化、漁場環境との調和に配慮した漁業生産基盤の整備推進

・港湾改良(防波堤及び物揚上改良、岸壁切下げ、桟橋屋根)、漁港施設整備(公衆便所、海水取水設備・荷捌所(H25年度))

### 【参考となる指標】

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
海面漁業年間漁獲量	4,787 t	4,949 t	6,500 t
海面漁業年間漁獲高	21 億 3,124 万円	20 億 2,740 万円	25 億円
養殖魚(稚魚)生産尾数	27 万 5 千尾	27 万 5 千尾	110 万尾
アユの放流尾数	57万6千尾	81万6千尾	55 万尾
アユの漁獲量	11,410 kg	13,550 kg	10,000 kg

安全・安心な水産物を提供するため、漁港施設の衛生管理対策が進められる一方、 水産物の消費量の減少や生産コストの上昇等により漁業者の生活が非常に不安定な ものとなっています。

このような状況の中、<u>漁業経営の安定化を図るため水産物のブランド化、差別化、</u>つくり育てる漁業の強化など、消費者のニーズに応える魚介類の提供を促進する必要があります。

また、水産業の再生・活性化を図るため、水生生物の生活を支え、海水の浄化に大 きな役割を果たす藻場の機能の維持・回復や漁業者、地域住民が行う効果的・効率的 な地域の取組を支援する必要があります。

# 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

H 2 4 に漁港岸壁に屋根が設置された。また、平成 2 5 年度には荷捌所の改修工事及び取水施設工事が行われる予定である。完成後は、見学通路を備えた荷捌所となり、全国的にも珍しい昼せり見学なども可能となり、射水市の新観光スポットとしても期待できる。

今後は、これらの施設を漁業者、仲買業者、漁協職員はもとより一般観光客が大切に使用するとともに、衛生管理に配慮した流通を心掛けていかなければならない。 平成27年秋頃に開催される第35回全国豊かな海づくり大会のメイン会場を射水市とすることが決定しており、市をPRする絶好の機会と捉え、関係団体と連携し準備を進めていかなければならない。

# 現 行 の 計 画 、 こ れ ま で の 主 な 取 組 、 参 考 と な る 指 標 、 デ ー タ

第3部 元気で活気あふれるまち

第4章 豊かな水産資源を生かしたまちづくり

第2節 水産流通加工業の振興

(計画書 124 ページ)

### 【現況と課題】

本市の水産加工業の事業所数、生産量は、ともに緩やかな減少傾向にあります。また、近年の消費者の安全・安心志向の高まりにより、厳しい品質管理が求められています。

このような状況の中、消費者ニーズに対応し、購買意欲をわき起こす新製品の開発や販路の拡大に努めるとともに、水産加工施設の近代化や経営の合理化を図る必要があります。

### 【目指す方向】

事業者の水産加工施設の近代化及び経営の合理化並びに多様化する消費者ニーズに対応した新製品の開発を支援するとともに、各種イベントやアンテナショップ等を積極的に利用して販路の拡大に努めます。

#### 【これまでの主な取組】

新たな特産物の開発につなげるための水産加工品の販路拡大

- ・近大・トラフグ PR 支援
- ・各種物産展等による物産販売

### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
生鮮魚介類卸売業年間販 売額	35 億 3,369 万円 (平成 19 年度)		36 億円
鮮魚小売業年間販売額	8 億 1,365 万円 (平成 19 年度)		12 億円

平成25年8月以降、順次公表される予定(平成24年経済センサス 活動調査)

本市の水産加工業の<u>事業所数は後継者不足等により減少傾向にあります</u>。 また近年の消費者の安全・安心志向の高まりにより、厳しい品質管理が求められ ています。

このような状況の中、<u>ブランド化を目指した商品開発や養殖技術を駆使した高品</u> 質魚による6次産業化を図り消費拡大に取り組む必要があります。

## 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

新湊漁協に隣接する新湊きっときと市場には新湊漁港で水揚げされた鮮魚の他に 魚類の加工品も多く商品となっている。加工業者は年々減少してはいるが、漁業者 と協力し、より商品価値の高い加工品の開発が望まれる。

平成24年度から行ってきたサクラマス養殖事業化実験で育成したサクラマスを使い、市内加工業者での射水産鱒寿司の販売が予定される。新たな射水市ブランドになれるように、現在研究を重ねている。

年	度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
水産加合組合		2 0	2 0	1 9	1 9	1 8

第5章 だれもがいきいきと働くまちづくり

第1節 担い手育成の促進

(計画書 126 ページ)

### 【現況と課題】

農林漁業においては、社会情勢の変化や価格低迷等の理由で担い手の減少が続いており、 商工業においても就業者の高齢化や後継者不足により労働力が減少する反面、若年層の失業 者が増加しています。

このような状況の中、労働力の確保のため、関係機関との連携を密にし、UJIターン対策の推進、情報提供や雇用相談等を実施する必要があります。

### 【目指す方向】

農業においては、担い手に農地・作業を集約するよう集落内の合意形成を進め、漁業においては、漁場環境の向上により意欲ある漁業者の発掘と育成に努めます。

また、産業全般にわたり若年労働力の確保とUJIターン対策等の推進に努めます。

#### 【これまでの主な取組】

農業・漁業の経営安定化や意欲ある人材の育成・確保

営農組合の法人化支援

- ・担い手連絡協議会、集落営農組織連絡協議会運営補助、園芸果樹関係出荷組合等活動強化補助
- ・農林漁業就業者への居住・研修等の支援

活気ある産業を維持・継続するための労働力の確保

·U川ターンチラシの配布(~H20年度)、雇用対策推進協議会負担金

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
認定農業者数(家族経営、法人経営)	63 経営体	69 経営体	76 経営体
漁業就業者数	256 人	236 人	250 人

農林漁業においては、社会情勢の変化や価格低迷等の理由で担い手の減少が続いており、商工業においても就業者の高齢化や後継者不足により労働力が減少する反面、 若年層の失業者が増加しています。

このような状況の中、<u>農林漁業の魅力を広く発信し、新規就業者や担い手を育成・</u>確保する必要があります。

<u>また、商工業における</u>労働力の確保のため、関係機関との連携を密にし、UJIターン対策の推進、情報提供や雇用相談等を実施する必要があります。

# 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

市内外を問わず、県外出身者の大学生にも、射水市企業の魅力を伝え、企業の新たな戦力、担い手となるよう、平成 23 年度から企業合同による面接会・説明会を実施している。

市内での法人経営体数が増加(H24末、21経営体)してきており、今後も特定 農業団体の法人化が進む。その中で新たな雇用が創造できるよう、担い手の育成を 図っている。

第5章 だれもがいきいきと働くまちづくり

第2節 雇用対策の充実

(計画書 128 ページ)

#### 【現況と課題】

本市では、労働力人口の高齢化や若年労働力の減少傾向により、中長期的には労働力は不足基調で推移するものと予測されています。また、「団魂の世代」が高齢期に入り、就労を希望する高齢者が増大することが想定されます。

このような状況の中、若年労働者の定着と流入を促進するため、工業団地への優良企業の誘致を積極的に進め、雇用機会の創出を図るとともに、関係機関との連携を密にし、新たな雇用対策に努める必要があります。

また、高齢者、女性、障害者等の職業能力の開発や就労支援に向けた企業の理解のための啓発が必要となっています。

### 【目指す方向】

雇用環境の変化への対応ができるように、雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化に努めます。また、関係機関との連携を強化し、働く意欲と能力のある高齢者、女性、障害者等の就労や職業能力の開発を促進します。

# 【これまでの主な取組】

雇用動向の把握と職業紹介・情報提供機能の強化、雇用環境の変化への対策の推進

- ・地域職業相談所の設置
- ・雇用安定化助成金、障害者雇用奨励金

働く意欲のある方の職業能力の開発推進

・離職者能力再開発訓練奨励金の拡充

指標項目	(参考) 平成 17 年	(参考) 平成 22 年	目標(H29)
労働力人口	51,531人	49,444 人	45,200人

少子・高齢化社会の急速な進展に伴い、労働力人口の減少が予測されています。 一方、依然として雇用情勢は厳しく先行きが不透明な状況であり、今後も大幅な改 善は難しいと予想されています。

このような状況の中、優良企業の誘致を積極的に進め、関係機関との連絡を密にし、<u>若年層はもとより、健康で働く意欲のある高齢者、女性の</u>雇用機会の創出を図るとともに、<u>離職者、障がい者等</u>の職業能力開発や就労に対する企業の理解が必要となっています。

## 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

平成 21 年度から射水市離職者能力再開発訓練奨励金の年齢要件を撤廃し、若年者から高齢者までの再就職を支援している。

平成 25 年 4 月から障害者の法定雇用率が引き上げとなり、障害者の就労支援の必要性が高まった。

平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法が施行され、その中で使用者(雇用主)からの虐待の防止への対応が明記された。

リーマンショック以降の雇用情勢の悪化

# 現 行 の 計 画 、 こ れ ま で の 主 な 取 組 、 参 考 と な る 指 標 、 デ - 夕

第3部 元気で活気あふれるまち

第5章 だれもがいきいきと働くまちづくり

第3節 勤労者福祉の充実

(計画書 130 ページ)

### 【現況と課題】

本市では、勤労者の生活の安定と向上のため、育児・介護休業制度等について事業所への 普及や労働福祉事業団が行う勤労者金融の利用促進、互助会制度や中小企業退職共済制度へ の加入を促進するなど勤労者福祉活動を支援しています。

このような状況の中、勤労者が働きやすい環境をつくるため、福利厚生の充実、情報提供や労働条件の整備について、さらに積極的に取り組む必要があります。

#### 【目指す方向】

勤労者福祉の向上を図るため、情報提供や労働環境の整備、福利厚生の充実を進めます。

# 【これまでの主な取組】

勤労者への円滑な融資の促進、互助会事業への補助による勤労者福祉の向上

・組織労働者福利対策貸付預託金、未組織労働者福利対策貸付預託金、市ゆとりライフ互助会補助金

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
ゆとりライフ互助会加入者数	1,075人	1,000人	2,000人

新たな現況と課題(案)、見直しとなる要素、参考となる指標、データ

# 新たな現況と課題(案)

<u>勤労者を取り巻く環境は、就業形態の変化や長引く不況の影響などにより大きく</u>変化しており、勤労者の経済的負担や将来的不安が増大しています。

このような状況の中、<u>育児や介護休暇制度の普及促進など働きやすい環境づくり</u> <u>や勤労者への融資制度の活用、互助会制度や中小企業退職共済制度への加入を啓発</u> するなど、勤労者福祉の向上に引き続き積極的に取り組む必要があります。 第4部 快適で安心して暮らせるまち

第2章 快適で利便性の高いまちづくり

第1節 特性を生かした土地利用の推進

(計画書 138 ページ)

### 【現況と課題】

本市は、富山県の中央部に位置するという地理的環境から、企業立地や住宅等への土地利用が拡大しながらも、市街化区域内には農地や未利用地も多く、今後ますます計画的に土地利用を進めることが求められています。

また、市街地は大別すると3か所で形成されており、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには、沿道サービス型商業と運輸業が立地している以外、市街化調整区域内の優良農地となっているなど、分散した都市構造となっています。

このような状況の中、都市機能が集積する市街地から自然環境を保全する丘陵部等がそれぞれの地域特性を十分に発揮しながら相互に連携し、地域の魅力を高めることが重要となっています。

また、住宅需要の高い地区における市街化区域の拡大や地区計画の活用、地域特性を踏まえた商業拠点地域の設定と既存市街地との連携も課題となっています。

### 【目指す方向】

都市機能が集積する市街地から自然環境を保全する丘陵部まで、それぞれの地域特性を十分に生かしながら相互に連携させ、人口及び産業の見通しと将来の発展動向を見極め、機能的で調和のとれた土地利用を進めます。

### 【これまでの主な取組】

土地の境界や地積等が不明確な地域の地籍調査の推進

・地籍調査の実施(山本新、赤井字野田・屋敷、島等)

秩序ある土地利用の推進

・都市計画マスタープランの策定

#### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
地籍調査整備率	19.3 %	20.5 %	21.1 %
市街化区域内農地の宅地等転換面積	6.7 ha	16.3 ha	30.4 ha

都市計画区域内における地域別土地利用状況[資料:都市計画課] (単位:ha)

地区	市街化調整区域	市街化区域	うち農地	農地の割合
新湊	1,859.9	1,383.1	46.4	3.4%
小杉	2,410.8	751.2	36.2	4.8%
大門	1,994.1	182.9	9.4	5.1%
大島	559.7	236.3	7.7	3.3%
下	580.0	0.0	0.0	-
計	7,404.5	2,553.5	99.7	3.9%

平成25年1月1日現在

本市は、富山県の中央部に位置するという地理的環境から、企業立地や住宅等への 土地利用が拡大しながらも市街化区域内には農地や未利用地も多く、今後ますます計 画的に土地利用を進めることが求められています。

また、市街地は大別すると<u>新湊、小杉、大門・大島の</u>3か所で形成されており、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには、沿道サービス型商業と運輸業が立地している以外、市街化調整区域内の優良農地となっているなど、分散した都市構造となっています。

このような状況の中、<u>市内各所とのアクセスが容易な地域での都市機能の集積を図るとともに、既成市街地、集落、丘陵部等がそれぞれの持つ特性を十分に発揮しながら、相互連携することにより、持続可能な都市を構築し、</u>地域の魅力を高めることが重要となっています。

また、住宅の需要が高い地区における市街化区域の拡大や地区計画の活用、<u>さらには、賑わいと交流拡大に向けた大型商業施設の立地可能な</u>拠点地域の設定や既成市街地との連携や役割分担も課題となっています。

## 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

本市は、コンパクトな市域ではあるが、既成市街地及び都市機能が各所に散在することから高密度で効率的な土地利用が困難な状況である。

各施策の多極分散化を抑制し行政経費の軽減を図るとともに、今後増大が見込まれる交通弱者対策をはじめ、低環境負荷都市の創造が必要となっている。

東海北陸自動車道全線開通や新湊大橋開通、北陸新幹線開業等による周辺環境の変化と効果発揮に向け新たな賑わいと交流機能の集積可能な土地利用が必要となっている。

第4部 快適で安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり 第2節 個性あるまちづくりの推進

(計画書 140 ページ)

### 【現況と課題】

本市は、特定重要港湾である伏木富山港新湊地区(富山新港)を有し、また、市域内の西部には庄川、市街地を流れる内川や下条川等多くの川があり、「水」や「水辺」が特色となっていることから、これらを本市の個性として生かしたまちづくりを進める必要があります。

このような状況の中、富山新港においては、取り扱うコンテナ貨物量が中国をはじめとするアジアの経済発展等により順調に伸びており、環日本海交流の拠点として、コンテナバースの拡大等による物流サービスの向上を図るとともに、大型客船に対応するためにも、客船バースの整備等、さらなる港湾機能の充実が求められています。

また、NPOや地域団体、企業が主体となって、県内有数の観光客入込数のある海王丸パークや県民公園太閤山ランドからの観光客等を市街地に誘導する仕掛けづくりや東西埋立地、海老江海浜公園、海竜マリンパーク等海岸線を生かしたまちづくりを行える体制を整備する必要があります。

#### 【目指す方向】

各地域の特性を生かした市民や観光客の交流拠点を設定・整備し、魅力ある個性的なまちづくりや土地利用の高度化、商業・業務施設の集積による市街地活性化や再開発を進めます。

また、環日本海交流のゲートウェイにふさわしい国内外の人・文化の結節点として港湾機能の充実を図り、人々が親しみ集い憩える港の整備を進めます。

#### 【これまでの主な取組】

国の交付金を活用した市街地の活性化の促進

・新湊(内川沿い)及び小杉地区(下条川沿い)の道路、公園、橋梁及び観光交流施設 等の整備

物流拠点や交流拠点としての港湾機能の向上

・港湾関係機関負担金(北前船日本海文化交流事業負担金、富山新港港湾振興会補助金 等) 県単独港湾改良整備地元負担金

新湊大橋の東西両埋立地のほか、中心市街地を含めた周辺相互の活性化の検討

・みなとまちづくり戦略会議の開催、みなとガイド養成塾の実施

指標項目	指標項目計画スタート時(H20)		現況(H24)		目標(H29)	
海王町、海竜町の未利用地面積	80	ha	80	ha	60	ha
入港船舶数	1,102	隻	896	隻	2,000	隻
外貿コンテナ取扱量	59,812	TEU	65,345	TEU	120,000	TEU
都市再生整備計画内の居住人口	20,085	人	32,506	人	33,745	人

国際拠点港湾伏木富山港の物流、産業、交流の中核的な役割を担う富山新港は、東アジアの興隆を背景に新たな外貿定期コンテナ航路の開設も相次ぎ、コンテナ貨物取扱量の伸びは目覚ましいものがあります。

<u>このことから、環日本海交流の拠点として、コンテナバースの延伸やターミナルの整備による物流サービスの向上を図るとともに、客船誘致を推進するための客船バー</u>スの整備等、更なる港湾機能の充実を図る必要があります。

<u>また、新湊大橋の開通を契機とした東西埋立地での新たなにぎわいづくりや、港への愛着心の醸成を図っていく必要があります。</u>

## 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

伏木富山港は平成23年に日本海側総合的拠点港に選定されたことから、日本海側の港をけん引する役割とともに、災害が少ないという利点を活かし太平洋側港湾の代替機能を担うためにも、これまで以上に港湾設備の充実が求められている。時代の変化や新湊大橋の完成による各種波及効果を踏まえた新たな視点での事業を推進するため、新湊みなとまちづくり方策(H17.3策定)の見直しが必要である。

### 【参考となる指標、データ】

富山新港利用状況[資料:港湾・企業立地課]

	入港船数	コンテナ本数	貨物量	旅客船バース
	(隻)	(TEU)	(トン)	(隻)
平成 19 年	376	63,362	847,340	0
平成 20 年	427	59,812	802,527	1
平成 21 年	513	54,401	840,264	2
平成 22 年	555	64,266	993,948	4
平成 23 年	535	68,261	1,063,449	2
平成 24 年	466	65,345	1,017,976	3

第4部 快適で安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり 第4節 地域をつなぐ道路網の整備

(計画書 147 ページ)

### 【現況と課題】

本市は、富山市と高岡市の中間に位置する地理的条件等により、東西方向に強い幹線道路網となっており、国道8号、県道富山高岡線、県道高岡小杉線等で構成されています。

一方、南北方向の幹線道路は、本市の基本軸となる国道472号が整備されているものの、 東部では都市計画道路七美太閤山線高架部分の早期完成が、西部では県道新湊庄川線の改良 整備の促進、JR北陸本線の踏切を中心とした朝夕の交通渋滞の解消等が重要な課題となっ ています。

中長期的重点整備の考え方としては、新湊大橋を含む臨港道路富山新港東西線の整備、国道8号と市街地を結ぶ幹線道路の整備、富山新港周辺の開発を支援する道路の整備等があげられます。

このことから、東西道路として、能越自動車道の高岡北インターチェンジへ連絡する都市 計画道路北島牧野作道線や国道8号を補完し、富山北部地区へ連絡強化する(仮称)七美荒 屋線等の整備促進が求められています。

また、道路を生活空間の一部としてとらえ、車中心から人中心としたコミュニティ道路の整備等、景観や地域の特性と調和した親しみある道路の整備を図る必要があります。

#### 【目指す方向】

市民生活の変化により増大する交通ニーズに対して、幹線道路ネットワークの形成等交通体系の整備を図るとともに、快適で安心して歩ける歩行空間の整備、高齢者等交通弱者にやさしい快適で潤いのある道づくりを目指します。

### 【これまでの主な取組】

安心で快適な道路及び道路環境を形成する施設の整備

- ・都市計画道路(二口北野線、東老田高岡線)整備、都市計画道路見直し検討業務
- ·市道新設改良(大門西広上線、片口55号線、海老江165号線、戸破1066号線等)
- ・橋梁長寿命化修繕及び耐震化計画の策定、修繕(根木田橋撤去、東橋修繕) 長寿命化修繕(10橋)及び耐震補強(6橋)
- ・市道の整備(松木作道線、三ケ34号線、堀内土合線、塚原47号線等)
- ・市道(本江1号線、黒河548号線、生源寺若林線等)
- ・早急に整備を必要とする市道の整備(本江1号線、黒河548号線、生源寺若林線等)
- ・県道改良及び県営ほ場整備関連側溝整備負担金(串田地区/H20年度)

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)	
市道の走りやすさ割合	30.7 %	31.3 %	33.0 %	
ゆとり歩道割合	14.4 %	14.8 %	16.2 %	

本市は、富山市と高岡市の中間に位置する地理的条件等により、東西方向に強い幹線道路網となっており、国道8号、県道富山高岡線、県道高岡小杉線等で構成されています。

一方、南北方向の幹線道路は、本市の基本軸となる国道472号が整備されている ものの、東部では都市計画道路七美太閤山線高架部分の早期完成が、西部では県道新 湊庄川線の改良整備の促進、JR北陸本線の踏切を中心とした朝夕の交通渋滞の解消 等が重要な課題となっています。

中長期的重点整備の考え方としては、国道8号と市街地を結ぶ幹線道路の整備、富山新港周辺の開発を支援する道路の整備等が挙げられます。

これらのことから、東西道路として、能越自動車道の高岡北インターチェンジへ連絡する都市計画道路北島牧野作道線や、国道8号を補完し、富山北部地区への連絡を強化する(仮称)七美荒屋線等の整備促進、<u>さらには、北陸新幹線の開業に伴い新た</u>に設置される新高岡駅へのアクセス道路を整備していく必要があります。

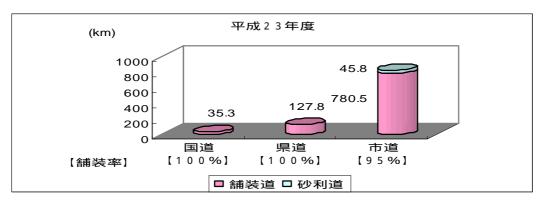
また、<u>快適で利便性の高いまちづくりの向上を目指し、市の地区間を連絡する道路</u> や、生活に密着した道路の整備などを図る必要があります。

# 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

新湊大橋を含む臨港道路富山新港東西線の整備は、新湊大橋歩道整備の完成(平成25年6月)をもって完了する。

### 【参考となる指標、データ】

道路の舗装状況[資料:道路建設課]



自動車交通量[資料:道路建設課]

D.	<b>双伯</b> 夕		車交通量(台/	′日)
始	路線名		平成 17 年	平成 22 年
北陸自動車道	(小杉[C~砺波[C)	27,700	28,000	30,800
国道 8 号	(沖塚原 地内)	40,700	44,200	39,500
国道 415 号	( 久々湊 地内 )	13,500	13,200	12,000
国道 472 号	( 橋下条 地内 )	25,700	23,400	21,400
県道富山高岡線	(若杉地内)	18,600	19,900	19,000
県道高岡小杉線	(広上地内)	24,000	30,300	28,700
県道新湊庄川線	( 善光寺 地内 )	11,900	11,500	10,900
市道大門針原線	(大門地内)	21,300	21,100	20,900

第4部 快適で安心して暮らせるまち 第3章 快適で住みよいまちづくり 第1節 魅力的な住宅環境の充実

(計画書 150 ページ)

### 【現況と課題】

市民意識や暮らしの変化等により郊外への転出が多くなり、市街地には空き家や空き店舗が増加しています。

良好な宅地形成を促進し、人口流出を抑え、街中居住への誘導策を実施することにより、 市街地の活性化や集落機能の強化を図る必要があります。

### 【目指す方向】

人口増や市街地への定住化を図るため、気候や風土等にも配慮したにぎわいとゆとりの住宅環境の形成や、住み替えや空き家活用のための情報提供及び相談窓口となる「まちづくり支援団体」を育成し、市民や民間事業者及び行政が連携して豊かな住宅環境の維持、向上を進めます。

### 【これまでの主な取組】

国の交付金事業を活用した、ニーズに応じた住宅環境の確保

- ・市営住宅(八幡団地 他)の改修、既存木造住宅の耐震化補助、住宅相談活動補助 住宅取得に対する財政的な支援のほか、空き家対策等による定住人口対策の推進
- ・指定宅地取得支援助成金の交付
- ・空き家実態調査の実施

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)
指定宅地取得支援等による住 宅建築充足率	72 %	78 %	79 %
指定宅地取得支援等による市 外からの転入者数	515 人	768 人	790 人
若者の市内への定住率	78.8 % (参考値:H17)	76.3 % (参考値:H22)	80.0 %

市民意識や暮らしの変化等により郊外への転出が多くなり、市街地には空き家や空き店舗が増加しています。

<u>良好な宅地形成と日常生活に必要な居住環境の充実を図り、街中居住を促進することにより、人口流失を抑えるとともに、今後、ますます増加すると思われる空き家対</u>策を講じ、市街地における活力維持と活性化を図る必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

空き家対策の推進が街の活性化につながると思われることから、その支援制度として除却(解体)助成の導入や、空き家中古住宅の流通の活性化を促すため、耐震基準を満たした住宅に対しても助成の導入を検討する必要がある。

市中金利の低下等の理由から「ふるさと定住促進事業融資制度」の申込みが無くなったため、平成23年度からは新規の申込みを停止した。

今年度新たに、県外から定住目的で空き家を購入する者を対象とする助成制度を創設した。

空き家適正管理に関する条例の制定を検討する必要がある。

# 【参考となる指標、データ】

空き家実態調査結果概要(H24.1.1 時点)

### 【地区別】

	新湊	小杉	大門	大島	下	計
空き家数	864	287	124	71	6	1,352
割合	63.9%	21.2%	9.2%	5.3%	0.4%	100.0%

#### 【損耗状況】

	そのまま使	若干修繕要	かなり	腐朽して	不明	計	
	用可		修繕要	危険			
空き家数	469	371	337	119	56	1,352	
割合	34.7%	27.4%	24.9%	8.8%	4.1%	100.0%	

第4部 快適で安心して暮らせるまち 第3章 快適で住みよいまちづくり 第2節 住みよい生活環境の推進

(計画書 152 ページ)

### 【現況と課題】

市民意識調査において、「バリアフリーへの対策」についての要望が高い割合を占めていることから、子どもから高齢者等までだれもが安心して暮らしていけるよう、歩道の段差の解消や道路施設の老朽化による通行しにくい箇所の整備等バリアフリー化が求められており、さらには、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を普及する必要があります。

また、本市の市民一人当たりの都市公園面積は県下一となっています。しかし、市管理の都市公園は増加している一方で、遊具や照明等の公園施設の老朽化が進んでいます。このため、利用ニーズに応じた施設のリフレッシュ整備を行う必要があります。

### 【目指す方向】

保健福祉サービスを提供する公的施設等へのアクセス道路、公園等のバリアフリー化を進め、子どもや高齢者、障害者が安全に生活できる整備を進めます。

#### 【これまでの主な取組】

地域の特性を生かした施設整備や自然環境と調和した墓地公園の整備

- ・櫛田小学校跡地公園駐車場整備(H20年度) 南郷霊園造成
- だれもが安心して利用できる公園等の整備
- ・公園施設長寿命化計画の策定 (H23年度)
- ・囲山公園及び八幡公園等の再整備によるトイレのバリアフリー化
- 歩道整備や交通安全対策などによる生活環境のバリアフリー化の推進
- ・障がい者支援施設整備(点字ブロック) 交通安全施設整備(道路反射鏡、防護柵 他)

指標項目	計画スタート時(H20)		現況(H24)		目標(H29)	
市民一人当たりの都市公園面積	23.0	m²	23.4	m²	24.8	m²
市民と行政との協働による都市公園管理数	73 筐	節所	94	箇 所	97	箇所
都市公園のトイレバリアフリ -整備率	37.8	%	50.0	%	50.0	%
地域花壇数	244 筐	節所	261	箇所	253	箇所

# 【新たな現況と課題(案) 】

子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らしていける よう、歩道の段差の解消や道路施設の老朽化による通行しにくい箇所の整備等バリア フリー化が求められており、さらには、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの 考え方を普及する必要があります。

また、市管理の都市公園は宅地開発に伴い増加している一方で、遊具や照明等の公 園施設の老朽化が進んでいることから、利用ニーズに応じた施設のリフレッシュ整備 を行う必要があります。

# 【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

太閤山公園墓苑と南郷霊園の墓地空き区画が少なくなってきているため、新たな墓 地造成計画策定を含めた市営墓地の今後のあり方を考える必要がある。

市民ニーズ実態調査(H24.7実施)から、バリアフリー化の要望が市民ニーズ の高い割合を占めているとは読み取れないことから、「現況と課題」の文言から削 除した。

市民一人当たりの都市公園面積は、平成24年度末で県内2位であることから、そ の部分を削除した。

# 【参考となる指標、データ】

都市公園の状況[資料:都市計画課]

(単位:箇所、台) トイレ 駐車場 ( )はトイレ設置公園 種類 箇所数 うち障害者マーク 駐車台数 うち 箇所数 及び区画幅3.5m (身障者用含む) バリアフリー 街区公園 113 18(18) 2 近隣公園 8 3 35 7(6) 3 地区公園 3 3 7 150 5(3) 2 運動公園 1 1 0 90 3(1) 1 特殊公園 2 1 4 180 2(1) 1 都市緑地 19 0 0 0 7(7) 4 緑道等 1 0 0 0 0(0)0 16 478 18 合計 147 10 42(36)

平成 25 年 3 月 31 日現在

第4部 快適で安心して暮らせるまち 第3章 快適で住みよいまちづくり 第3節 生活を支える上水道の充実

(計画書 154 ページ)

#### 【現況と課題】

水道施設や給水管等の整備がほぼ完了し、高い水道普及率を達成しています。上水道の普及は、公衆衛生の向上や生活環境の改善につながっているとともに、産業経済活動を支え市民生活に欠くことのできないライフラインとなっています。

このような状況の中、財政の健全性を保ちながら、水質の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等、多様化・高度化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

### 【目指す方向】

地域水道ビジョンを公表し、安全で安心な水道水をいつでも安定的に供給できるように、 水道水源から給水栓までの水質管理を充実するとともに、事故災害対策も含めた施設整備を 推進し、市民満足度の向上を目指します。

### 【これまでの主な取組】

給水管の計画的な更新による安全・安心な水の供給

- ・鉛製給水管の取替(~H24年度)
- 水源の確保や配水施設等の更新による安定給水及び災害対策の推進
- ・送水施設整備(広上取水場更新他) 配水施設整備(布目配水場更新、庄西町耐震性貯水槽設置他)及び主要幹線の耐震化(西部幹線他) 配水管布設替 他

# 【参考となる指標、データ】

IE IE -T -						
指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)			
有収率	91.3 %	92.5 %	93.0 %			
水道管路耐震化率	46.3 %	45.8 %	56.0 %			
鉛製給水管率	24.7 %	2.3 %	0.0 %			

参考:水道管路耐震化率全国平均(平成22年度末)17.5%

### 上水道の状況[資料:上下水道業務課]

	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
	年度	年度	年度	年度	年度
一日最大配水量(m³)	37,236	35,910	37,380	35,767	35,225
一日平均配水量(m³)	32,433	31,281	31,714	31,111	31,187
一日平均有収水量(m³)	29,623	29,054	29,573	29,025	28,839
有収率(%)	91.3	92.9	93.2	93.3	92.5

水道施設や給水管等の整備がほぼ完了し、高い水道普及率を達成しています。上水道の普及は、公衆衛生の向上や生活環境の改善につながっているとともに、産業経済活動を支え市民生活に欠くことのできないライフラインとなっています。

このような状況の中、水道管路の耐震化は全国でもトップレベルの整備となっていますが、今後とも財政の健全性を保ちながら、東日本大震災の経験などを踏まえた水道主要施設の耐震化事業の強化・前倒しを推進するとともに、水質の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等、多様化・高度化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

【前回策定時(H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

鉛製給水管更新事業は、平成24年度で完了した。

これまで以上に、東日本大震災を踏まえた、更なる水道施設の耐震化整備を図る必要がある。

第4部 快適で安心して暮らせるまち 第3章 快適で住みよいまちづくり 第4節 水環境を守る下水道の整備

(計画書 156 ページ)

#### 【現況と課題】

本市の下水道整備の進ちょく状況は、公共下水道では約8割、農業集落排水では完了となっていますが、整備開始から相当の年月が経過していることから、管路の老朽化に起因する道路陥没や設備故障等のリスクが増大しています。また、実流入量に応じた計画処理能力の見直しなどの課題が生じています。このため、老朽化した下水道管の更正や施設の改修を推進し、適正な維持管理に努めるとともに、市民の財産を浸水被害から守るため、雨水処理対策を進めていく必要があります。

### 【目指す方向】

市民の安全で快適な生活空間を確保するため、市内全域の下水道整備を進めるとともに、 下水道施設の保全、危機管理の向上、浸水対策の推進、水洗化率の向上を図り、公共用水域 の水質向上や健全な水環境の保全に取り組みます。

#### 【これまでの主な取組】

市内全域における生活環境の改善と公共用水域の水質保全のための汚水管渠整備

- ・公共下水道及び特定環境保全公共下水道管渠の整備等
- 老朽化した汚水管渠の更生による下水道施設の延命化及び機能の維持
- ・管更生(新湊、太閤山地区) 農業集落排水施設機能診断調査、中継ポンプ場長寿命化 工事

浸水被害の解消に向けた雨水処理対策の充実

- ・雨水ポンプ場整備(片口、海老江)、雨水貯留施設整備(木舟町、新生町)
- ・二ツ山・枇杷首雨水管渠整備、雨水対策基本計画の策定

### 【参考となる指標、データ】

指標項目	計画スタート時(H20)	現況(H24)	目標(H29)	
下水道(汚水)整備率()	89.2 %	91.4 %	100.0 %	
有収率	75.8 %	74.5 %	80.0 %	
水洗化率	84.0 %	90.4 %	90.5 %	

下水道(汚水)整備率は、整備済面積を認可面積で除したもの

#### 下水道の普及状況[資料:上水道業務課]

(	単位	•	Y	%)
١.	<b>+</b> 111	•	<i>/</i> \\	70 )

	行政人口	整備済人口	水洗化人口	整備率	水洗化率
	( A )	(B)	(C)	(B/A)	(C/B)
平成 20 年度	96,544	94,080	78,888	97.4%	83.9%
平成 21 年度	96,274	94,427	80,253	98.1%	85.0%
平成 22 年度	95,932	94,331	82,757	98.3%	87.7%
平成 23 年度	95,635	94,045	83,616	98.3%	88.9%
平成 24 年度	95,186	93,646	84,650	98.4%	90.4%

本市の下水道整備の整備率は、平成24年度末には98.4%となり、面的整備は ほぼ完了しています。

また、水洗化率は、毎年徐々に上昇し、平成24年度末には90.4%となっていますが、整備開始から相当の年月が経過していることから、管路の老朽化に起因する 道路陥没や設備故障等のリスクが増大しており、さらには、実流入量に応じた計画処理能力の見直しなどの課題も生じています。

このため、平成21年度に策定した下水道長寿命化計画に基づき、老朽化した下水 道管の更生や施設の改修を計画的に推進し、適正な維持管理に努めるとともに、近年 多発する局所的な集中豪雨に対し、市民の財産を浸水被害から守るため、平成22年 度に策定した雨水対策基本計画に基づき、効率的かつ効果的な整備を進めていく必要 があります。

### 【前回策定時 (H20.4)と比較して、見直しとなる要素】

老朽化した下水道管の更生や施設の改修を計画的に推進するため、平成21年度に 下水道長寿命化計画を策定した。

多発する局地的な集中豪雨に対し、効率的かつ効果的な整備を推進するため、平成 22年度に雨水対策基本計画を策定した。

下水道ビジョンを公表し、下水道資産の適正かつ合理的な管理・運営を図り、持続可能で健全な運営基盤の強化を図る必要がある。